

京都府百年の年表

1 政治・行政編

京 都 府

序

わたくしは、かねてから地方自治体は住民の暮らしの組織であるから、その組織をみんなでよりよいものにし、みんなの生活を高めていくことがたいせつであると考えております。

ところで慶應4年閏4月（明治元年6月）という明治維新の激動のなかで発足した京都府は、もっとも古い自治体の一つとしてさる昭和43年6月に100年を迎えたのであります。この間には文字どおり波らん万丈多くのできごとがありましたが、その中には今日なお問題をなげかけているものも少なくありません。今日、わたくしどもはこの100年を送り、次の新しい時代にふみこんでいくにあたって、あらためて京都府の歴史をふりかえり政治・経済・文化などの眞実の姿を知る必要があると思います。

このため、さきに京都府100年記念事業の一つとして100年の年表をつくろうと考え、昭和40年から着手いたしました。なにしろこの仕事は初めての試みであり、多くの困難が予想されました。しかし、さいわい各大学の研究室の熱心なご協力があり、また各方面からご支援を得ましてまとめることができました。この年表は、政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能の9部門からなり、100年の足跡をたてとよこの関係においてみるとができるようにしたものです。また、この年表をつくる基本といたしましては、総合資料館所蔵の新聞・簿冊・参考文献や民間資料をもとにして、できるだけたんねんに原資料にあたり客観的に事実をは握することにつとめてまいりました。しかし、残念なことにすでに資料が処分されてしまったりして、なお将来の研究にまたなければならないものも残っております。

さいわいに本書がふるさとの歴史を知る糸口となり、またみんなのいろいろな研究に役だてばこれにまさる喜びはありません。

昭和46年3月

京都府知事

鶴川虎三

ま　え　が　き

明治維新によってわが国は近代国家としての道を歩み始めましたが、当時京都はそれを生み出す舞台となり先駆的な役割を果すとともに、その後100年にわたってわが国政治・経済・文化の一翼をにないながら今日まで独自の発展を続けてまいりました。

このたび府政100年の記念事業の一環として計画されました京都府百年の年表の編さんは、この間における各方面の推移を記録にとどめようとするのがねらいであります。

この年表は、9部門（政治行政・商工・農林水産・社会・教育・宗教・建設交通通信・美術工芸・芸能）と総索引からなり、昭和40年度から総合資料館において着手し、44年度に6部門を、45年度にのこりの3部門を完成するとともに、ひきつづき総索引を刊行する計画になっております。各分野ごとに漸次市内各大学の研究室にお願いして諸先生のご指導の下に研究室のかたがたと府職員とが協同してこれにあたる態勢を整えました。そして府の内外に基本的な資料を調査し、たんねんに記録の収集に努めましたが、とくに当館に所蔵の明治以来の新聞および永年保存の行政文書を活用することができました。

またこの過程で新しく収集できた京都府に関する資料の蓄積は、当館設立の趣旨を生かす貴重な副産物となっております。

この年表には、資料その他種々の制約のため、なお意に満たぬ点がありますが、この記録がわたくしたちの暮らしの歩みを顧みるとともに、これから100年のために新しい基礎を築く指針ともなれば望外の幸せと存じます。

最後に、年表の編さんについて格別のご指導を賜わった先生がたをはじめ、専心ご努力をいただいた執筆者のかたがた、また資料の調査等について種々ご協力をえた多くのかたがたにたいし心からお礼を申し上げます。

昭和46年3月

京都府立総合資料館長

神川清

凡例

1 構成と内容

京都府百年の年表は、つぎの9編と総索引から成っている。各編はそれぞれ独立しながら、できるだけ相互に関連をもつように図った。

- | | | | |
|------------|---------|---------------|----------|
| (1) 政治・行政編 | (4) 社会編 | (7) 建設・交通・通信編 | (10) 総索引 |
| (2) 商工編 | (5) 教育編 | (8) 美術工芸編 | |
| (3) 農林水産編 | (6) 宗教編 | (9) 芸能編 | |

各編に収録した内容は、おおむねつぎのとおりである。

- (1) 政治行政編は、京都府を中心とする地方自治制度、機構の変遷、地方議会、政党・政派諸団体の動き、政治運動、選挙、裁判、警察、消防、軍事などを収めた。
- (2) 商工編は、商工業、サービス業、伝統産業、技術、金融、経済団体、観光、展覧会などを収めた。
- (3) 農林水産編は、農業、林業、畜産業、水産業、農村工業、農山漁村の生活、協同組合等諸団体の動き、農民運動などを収めた。
- (4) 社会編は、労働・農民・学生運動、部落解放運動などの社会運動および社会福祉など社会問題のほか、社会的なできごとを収めた。
- (5) 教育編は、初等・中等・高等・専門教育のほか、教育行政、社会教育、教育会、教員組合の活動などを収めた。なお、美術・宗教・特殊教育は主としてその関連分野でとりあげ、またスポーツは必要なものをここに含めた。
- (6) 宗教編は、仏教・キリスト教・神道その他新興宗教における団体の動き、宗教家の活動、宗教儀礼行事のほか、宗教界の社会事業、教育事業などを収めた。
- (7) 建設・交通・通信編は、土木、建設、交通、郵便、電信電話、災害を収めた。
- (8) 美術工芸編は、絵画・書・彫塑・工芸にわたって、展覧会の開催ならびに受賞者・作品、関係団体の動き、美術工芸家の動向、学校・施設などを収めた。また、文化財保護もここに含めた。
- (9) 芸能編は、映画、演劇、音楽、舞踊、民俗芸能および華道、茶道などを収めた。
- なお、出版については、各編でそれぞれ必要に応じて採録した。

2 収録期間

慶應3年(1867)から昭和43年(1968)までを収録した。

3 記載項目

各編とも「京都府」欄、「参考」欄、「日本」欄を設けた。「参考」欄には、「京都府」欄の参考となる事がらまたは注記を記載し、「日本」欄には、京都府の動きと関連のあるできごとおよびその時期を特徴づけるできごとを収録した。

なお、「京都府」欄の各事項の末尾には、典拠とした文献名を付記した。

4 記載形式

- (1) 年月日の記載

ア 年月日の表示は、たとえば明治5年6月19日は、明5・6・19のように記した。

イ 改暦以前(明治5年まで)は、太陰暦を用い、太陽暦を「〔〕」に包んで付記した。

ウ 日付の不確定の場合は、日の欄を「一」としてその月の末尾におき、上旬・中旬・下旬で表わされる場合は、日の欄にそれぞれ「上」「中」「下」と記載した。

(2) 典拠文献の記載

ア 一部略記したものについては、巻末の典拠文献一覧に正式文献名を示した。

イ 2種類以上の文献を典拠として1項目を作成したときは、その主なものを2種類ほど示した。

ウ 新聞・雑誌を用いたときは、それぞれ月日、巻号を記載した。

例 日出新聞 明治43年9月1日→日出 明43・9・1

京都農業 第2巻第6号→京都農業 2:6

エ 新聞および条例・告示等の年紀の表示は、それが当該年の場合は記載を省略した。

オ 直接照会もしくは関係者から事情聴取により項目を作成したときは☆印を付した。

(3) 固有名詞の表示

ア 通称・略称の方が一般に有名なものはこれを用いた。

イ 地名は原則としてその当時の地名を採り、必要に応じて現在の地名を付記した。京都市は区名から、町村は郡名から記載した。

ウ 人名の表記にあたって敬称はすべて省略した。

(4) 年令の記載

満年令施行(昭和25年1月1日)以前は数え年で表わした。

(5) 用字

原則として、当用漢字・現代かなづかいを用いたが、固有名詞で当用漢字表にないもの、特別の名詞で歴史的用語となっているもの、引用文献については元のままとした。

(6) 記号および略号

()	…補足説明	(株)…株式会社	(名)…合名会社
〔 〕	…太陽暦	(資)…合資会社	(互)…相互会社
< >	…“いわゆる”を表わす	(株資)…株式合資会社	(財)…財團法人
『 』	…図書・雑誌・新聞名	(社)…社團法人	
「 」	…論文・記事・演題等の名	○・△・●・◎・◎…宗教一般・仏教・神道・基督教・教派神道および諸派	(ただし宗教編でのみ使用)
～	…何月何日から何月何日まで		
・(ナカ点)	…年月日の区切り、名詞等の列記		
▷	…月の確定できない項目および統計的・総括的事項		
☆	…直接照会もしくは関係者からの事情聴取によるもの		



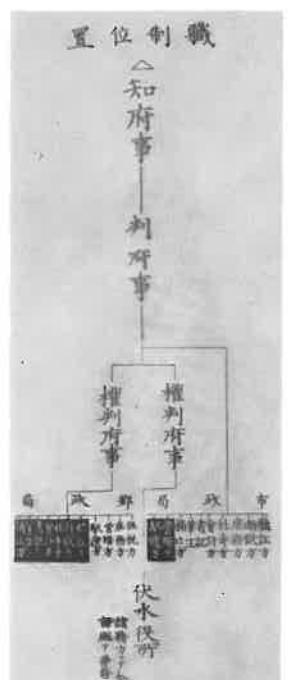
明20ごろの府庁（明34現在の庁舎新築起工）



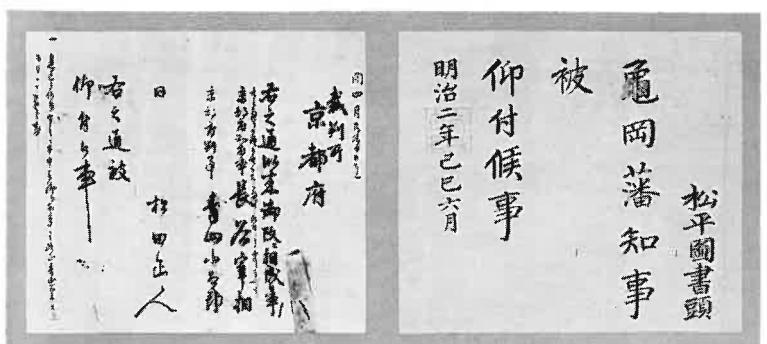
初代知事 長谷信篤



初代府會議長 山本覚馬

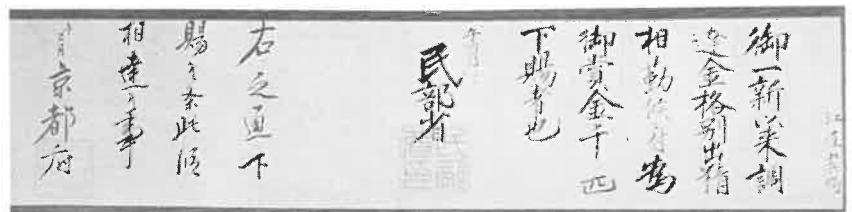


明治初年の職制図



明治元年閏4月29日、京都
裁判所は「京都府」と改称

藩主は「知事」に任命された
(太政官辞令) 明2



府民の維新政府への献金に対する賞賜状 明3・1



豊岡県制札



太政官布告により作成された戸籍簿
(明5作成)



明3竣工の久美浜県庁正門（兵庫県豊岡市に現存）



相楽郡郡役所

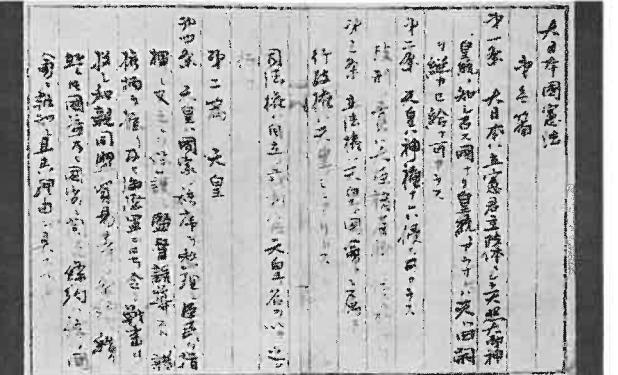


懲役場（千本丸太町）

青谷村役場（現在城陽町）



自由民権運動の指導者
沢辺正修



府下でつくられた私擬憲法「大日本國憲法」



鳥丸通りを通過する御大典行列 大4・11



普通選舉期成労働者大会 大8・2



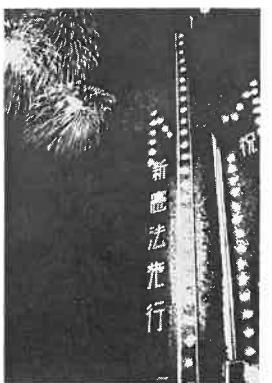
山本宣治



山本宣治当選にわく人々
昭3・2



米占領軍、京都に進駐 昭20・9



新憲法施行を祝う花火・
ネオン(河原町四条附近)



婦人の初投票 昭22・4



京都民主戦線統一会議 昭25・1



蜷川知事初登庁 昭25・4



山じやり公害にたちあがった城陽町の住民(昭42)

概 説

I

1867~77 (慶應3~明10)

1867(慶應3)年10月、薩・長両藩に倒幕の密勅が下るとともに、慶喜は大政奉還を上奏した。12月9日には王政復古の大号令が発せられて、日本近代国家形成の急速なる歩みをはじめた。しかし、政権は薩長両藩中心の維新政府に帰したとはいえ、幕府はなお存在し、諸藩またその動向確定せず、武力発動による統一政権の樹立にむかわざるをえなかった。1868年1月から69年5月にいたる戊辰戦争がそれである。経済力においても政治力においても、維新政府が、圧倒的な力を保持していたわけではないのに、この内乱に勝利をしたのは、京・大阪の商業資本の支援、百姓一揆をはじめとする民衆の反封建的たたかいの力、薩・長等雄藩の軍事力の幕府や佐幕諸藩に対する優位、また国際的な諸条件等々、世界史的な時代の趨勢によってである。この後、日本の近代化は、まず幕藩体制の解体からはじめられる。版籍奉還、廢藩置県、学制、徴兵制度、地租改正、国・地方の行政改革等々、また、さまざまな封建的束縛の廃止を行った。維新政府の方針は「殖産興業・富国強兵・文明開化」のスローガンにあらわされているように、欧米資本主義国家を追いかく近代資本主義国家を創りあげることであった。しかし、日本の近代国家は、欧米のように民主主義と人民の主権のもとに形成されなかつた。政治・経済・文化・軍事あらゆる面での改革は天皇制絶対主義の確立をめざして、上からの強権によって行われた。それはとうぜん国内の諸階層の維新政権に対する反抗をひきおこした。従来の特権を喪失した士族の反乱、幕藩体制下と変わらないか、ないしは強化された搾取・収奪に対する農民騒擾、そして自由民権運動等々が起つた。民衆の運動は急速であったが、人々を統一的に指導する労働者階級の未成熟さから、人民のたたかいが個々の戦線のそれに終始し、民主主義国家の形成を達成することができなかつた。明治の十数年間は、天皇制絶対主義国家の形成か、民主主義国家の形成かで、支配者と人民との間で激しくたたかわれた時代である。

(1) 維新期における府下の動向

4日間の鳥羽・伏見戦争で、伏見・八幡等の洛南は、家屋・土蔵・寺社等5,200余が焼失した。また各地に征討軍が派遣され、山陰道にも西園寺公望を総裁として征討軍が派遣された。府下の諸藩では、藩主が老中などをやつしたことのある龜山・篠山両藩、幕末維新にかけ若年寄をやっていた峰山藩、鳥羽、伏見戦争で新政府軍を攻撃した宮津藩等が敵性藩と目されていた

が、これらの藩も含めて藩長両藩兵わずか300名の山陰道征討軍に何ら抵抗することなく、短時日に新政府に帰順した。もっとも、当初かなりの抵抗があると予測されたため、兵力補充するため、丹波の郷土隊約200名をつれていった。この動きは、のちに丹波山国隊といわれる郷土隊が組織され、東北方面にまで転戦した。内乱終結後、幕府勢力が完全に一掃されたわけではなく、新政府内の薩長を中心とした勢力争い、新政府の急速な政治改革に対する反発等もからみあい、外国高官の襲撃、政府高官暗殺事件、反政府陰謀事件等が、京都を中心に頻発した。1868(慶應4)年3月のパークス襲撃、翌69(明2)年1月の横井小楠暗殺、同年10月の大村益次郎暗殺、68(慶應4)年8月の賀陽宮事件、1871(明4)年3月愛宕・外山事件等々が起った。

(2) 京都府の成立

1867(慶應3)年12月9日王政復古の大号令が発せられると同時に、摂政・関白・征夷大將軍等の官職、および幕府の守護職・所司代・奉行所等も廃止された。山城国は、藩としては淀藩があり、他に大和・伊勢両国の藩の所領があったのみで、ほとんど、皇室・公家・寺社等の所領、さらに幕府直轄地・旗本所領で、非常に細分化された領有状態にあった。山城の藩領以外は、市内を含めて、町奉行所が庶政を執り行っていたので、奉行所の廃止により、67年12月13日市中取締役所が設けられた。これが、翌68年3月3日京都裁判所と改められ、さらに同年閏4月29日京都府となった。市中取締役所時代は、膳所・笛山・龜山3藩が担当し、裁判所となって、はじめて、総裁萬里小路博房以下の官吏が任命され、府となって、初代知事に長谷信篤が任命された。この時点における管轄区域は、皇室・公家・寺社等所領および幕府直轄地・旗本領であり、府の行政のおよぶ範囲は、非常にせまかった。1871(明4)年7月の廢藩置県においても、淀藩および丹波・丹後両国の諸藩は、そのまま県となり、同年11月の府県統廃合で、山城一国および丹波国船井・何鹿・桑田3郡が京都府管轄地となり、丹後と丹波国天田郡には豊岡県がおかれた。1876(明9)年8月の府県統廃合で豊岡県は廃止され、これらの地域は府に編入され、現在の京都府管轄区域が定まった。

(3) 東京遷都と京都回復策

天皇が、1868(慶應4)年3月大阪へ、同年9月東京へと京都を長期間離れることによって、京都市民は、遷都の布告におびえた。遷都は、単に天皇が京都からいなくなるだけではすまない。蛤御門の変、鳥羽・伏見戦争による市内・伏見の焼失による痛手からの回復ができなくなると同時に、首都としての繁栄自体が遷都とともに去ってしまう。ために京都市民は遷都阻止のために起ち上がった。1870(明3)年3月再度の東京行となり、さらに皇后の東京行が知ると、同年9月石塚師門に数千人が参集し、皇后東京行を阻止せんとした。また天皇帰洛の請願

書数十通が府を通じて太政官に出された。この市民の行動にたいし、府は知事以下総出で説得したが、京都が奈良のようになるかどうかの死活問題だけに、市民はなかなか納得しなかった。ために府は、政府にたいし、天皇・皇后が京都にもどらないのであれば、洛中の地子を免除すること、京都の産業を発展させるために50万両の基金を下渡すことを要求した。これにたいし政府は70(明3)年3月洛中地子免除および産業基立金10万両下渡をきめ、市民の不満を回避した。だが予期したごとく、京都の衰微はひどく、遷都前(正式には現在にいたるまで)7万といわれていた戸数が一万余減少した。公家・諸侯・志士・官吏は東京へ、有力商人等は大阪その他へ移住していく。この有力商人の移住は、槙村參事(2代目知事)の逮捕と、長谷知事と槙村への懲役100日という事件をひき起した(小野組転籍事件、明6)。しかし、府当局者も市民も、京都の衰微を徒手傍観してはいなかった。産業基立金およびその後の勧業基立金計25万両と市民の財力で、産業・教育を中心に京都の近代化を他のあらゆる府県に先んじて実行していく。新しいものをどしどし取り入れてゆき、古いものを新しいものとをうまく調和させ、発展させてゆく京都の資質が、現在の京都の革新性と保守性両面の強さをあらわしているといえる。

(4) 地方自治

1868(慶應4)年7月、府は職制を定め、市政局・郡政局・伏見役所を設け、そのもとに各掛を設け、これを出発点にして、この後府機構は変遷してゆく。職員は200~300名から出発した。また、警察機構も元与力・同心を中心に府兵として採用、75(明8)年頃までに、名称が平安隊・警固方・遷卒・一番人・遷卒・巡査と変わる過程で整備され、77年に2警察署5分署となつた。消防機構は、府成立後、大工会社というものを組織し、これを府官員が指揮して火災の時は消火にあたり、また各町組ごとに防火施設をととのえさせていたが、近世の防火機構・施設とほとんどかわらず、1874(明7)年5月下京で約760戸焼失する大火があり、これを機に近代的消防機構・施設をめざしたが、みるべき成果はなかったようである。

町村段階はどうであったかとみると、郡部には、現在の大字単位の町村が庄屋・年寄の統括のもとにあり、市内においては、近世初頭よりあった町組が町年寄・惣代等に統括されていた。これが72(明5)年区長戸長にかわり、従来の町村を數カ町村から十数カ町村まとめて区というものをつくり、これを行政区画とした。しかし、従来の自然村の区画を行政上の觀点から区画したため、実情にあわず種々の弊害・摩擦を生じ、度々区画変更をおこなつた。かといって町村合併も地域住民の利害がかかわり、1874~76(明治7~9)年にかけてかなりの町村合併が行われているが、大規模には手をつけられなかった。市内においても、上京・下京を20町前

後を1組として区画したが、同様であった。

江戸時代中期以後単に職名として残っていた5人組制度を京都では復活させ、隣保団結・相互扶助の精神を培養し、ひいては地方行政組織の社会的基盤の補助的機能を果たさせようとしたが、向う三軒両隣的域を出なかったようである。5人組制度の復活より注目すべきものは、1868(慶應4)年6月各町3人づつ民選された議事者の存在である。これは、世論をくみあげる目的で設けられ、かなりの成果をあげた模様であるが、混乱もかなりあったようである。京都市の小学校は、全国にさきがけて各組1校づつ明治2年中に64校開校したが、単に教育の場としてだけ使われたのではない。組の役職者が事務をとり会議をするところ、府庁の命令・指示のくるところ、警官の駐在しているところ、消防器具等のおいてあるところ、組内の集会の行われるところ等々、組の中心の役割、今でいう役場の役割をはたしていた。

1879(明12)年郡区町村編制法等三新法が施行されるまでの地方自治は、近世的なものと近代的なものとのまざりあいで、その間隙をぬってかなり自由な動きをしている。しかし、町村議会の開設されていなかったことは、町村行政が江戸時代の延長線上で行なわれていたといつてよいであろう。

II

1878～1902(明11～35)

1877(明10)年の秋、明治政府は最大かつ最後の士族反乱であった西南戦争を制圧して、ようやく本格的な富国強兵政策にのり出した。しかし、半封建的な専制権力である明治政府が近代化政策を遂行しようとすれば、必然的に深刻な矛盾をひき起さざるをえない。政府は、78年7月いわゆる三新法を公布した。これは、瀕発する農民騒擾と次第に高まりつつあった自由民権運動に対応するため、あらたな支配の体系として設定されたものであった。その特徴は、町村組織の公認、戸長公選制の採用、地方議会の開設といった、町村自治と地方分権をある程度許容する形を地方制度の中にとりいれながら、同時に府知事県令と郡長の権限を強化し、地方税の収奪をより組織的に行うことによって、明治政府の基盤を強固にしようとするものであった。

だが皮肉なことに、地方議会の開設は、「人民ノ参政権理ヲ享受セン事ヲ望ムノ心愈々切ラフル」(「大阪日報」明14.1.11)という結果を促した。こうして府県会は、これを設置した政府の意図をこみ、開設後1年にして早くも民権運動の牙城となつたのである。また81年、陸軍卿大山巖が、民選戸長制では人民の徵兵忌避を有效地に防止しないと指摘するような事態も起つ

ていた。

自由民権運動は、国会の開設および立憲政体の樹立を中心課題としながら、租税の軽減と不平等条約の撤廃という2つの国民的課題をもかかげていた。民権運動の高揚は、明治政府をかつてない危機に追い込んだ。これに対して政府は、1881年10月、いわゆる明治14年の政変によってこの危機をきりぬけ、10年後の国会開設を約束することで民権陣営内部にくさびを打ちこんだ。また82(明15)年6月の集会条例の改正は、民権政社の組織・宣伝活動に一大打撃を与えた。同時にこの前後、政府は、府県会の活動を抑圧する一連の行政的措置をとるとともに、84(明17)年区町村会法の改定や戸長公選制の廃止など、地方制度の官僚統制強化をはかった。

1887(明20)年の秋、政府はふたたび高まった三大事件建白運動に保安条例の一撃を与え、それより市制町村制、改正徵兵令、大日本帝国憲法、教育勅語発布などをもって、天皇制支配体制を確立させる。その間、90年7月には第1回総選挙が行われ、京都府など若干の府県では民主党が大敗したが、全国的には野党が政府をおびやかす勢いを示したため、政府は集会及政社法をもって政党の連合などを禁止した。初期議会下の民党運動は、かつての自由民権運動のような規模と力をもつものではなかった。しかし、明治憲法体制は90(明23)年を画期として確立したとはいえ、それが安定しかつ機能を發揮するようになるのは、日清戦争後、99(昭32)年いわゆる新府県制が公布される前後の時期であったといえよう。

1. 三新法の成立

1878(明11)年7月に公布された郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則は三新法と称され、これ以後、89(明22)年に市制町村制が実施されるまでを、三新法体制ともいっている。

京都府下でも、郡区町村編制法により、79年3月桑田郡を南北2郡に分け、2区18郡となつた。そして、2区17郡(宇治・久世のみ合併)の郡長を任命、翌4月郡区仮役所を開庁した。このとき、太秦の広隆寺などいくつかの寺院や個人の邸宅も仮役所にあてられた。初代郡長は士族が半数以上を占め、元属官や元区長が多かった。

また京都府では、このとき府独特の制度である組戸長制を設けた。これは、従来の区の名称を組と改め、組ごとに戸長を置くもので、郡区町村編制法が「毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク」(第6条)としていたのとは明らかに異なり、「此ハ唯当府ノ好ニヨリテ成ルモノ」(府会議録事)と評された。そして各町村に置かれた総代は、町村戸長が廃止されたため各町村が任意に置いたものであった。その結果、組戸長制は甚だ不便である上、協議費も嵩むとして、苦情が多くなった。そこで府会は、80年6月、戸長役場布置改正の建議を知事と内務卿に提出、各町村に戸長を置くことを正則とし、人民の請願があれば数町村を兼ねしめるよう要望した。しかし内

務省は、これを「行政ノ部分ニ立入」ったとの理由で許可しなかったため、府会は翌81年再度同趣旨の建議を提出、また愛宕郡などからも総代連署による願書が出された。こうして、府は同年10月、組制戸長役場を廃し、単独または連合の戸長役場を設置することとした。

なお、1879(明12年)8月の内務省達により、戸長の民選制がとられることとなった。もっとも京都府では、すでに76(明9)年9月、「区戸長公選投票規則」が設けられていたため、81(明14)年7月これを若干改正し「戸長選挙規則」として実施している。この前後、府下の全郡にわたって徵兵忌避がひろがり、府当局はその対策に腐心しているが、それに関連して当時多くの戸長からは待罪書が提出された。この事実は、少なくとも民選戸長であるが故にその防止に積極的ではなかったことを物語っている。

次に区町村会については、1880年の区町村会法に先立ち、京都府では79年8月、区会章程・町村会章程が制定されている。これは、78年7月の太政官達三新法施行順序第4項によるもので、この時期、他府県でも区町村会が開設された例は少なくない。町村会章程によれば、町村会は別に選挙を行わず、満25歳以上の戸主の男子で3年以上本籍地に居住し、その町村内に土地を所有する者は、すべて議員たりうる規定になっていた。また区会議員は町会議員中より各1名を選出することになっており、同年11月、上京・下京両区会がはじめて開設されたのである。80年4月に区町村会法が公布されてからは、单一の区町村会や聯合区町村会が各地で相ついで開かれた。それらの区町村会は、区町村会規則をそれぞれ独自に制定議決し、知事の認可をえて実施した。80年10~11月には、上下京聯合区会が、産業基立金の処分をめぐって楨村知事と真向うから対立した事件があり、同年の府会の動向とあいまって注目を集めた。

1884(明17)年6月、区町村会法の改正にもとづき、京都府では区町村会規則を制定した。これは、府下全域を統一した町村会規則としてはじめてのものであった。また戸長は官選とせず、民選制を建前としたが、府会議員などと同様、自由民権運動に参加した者を極力排除しようとした意図がみとめられる。同年6月の戸長選挙規則の改正によって、被選挙権者は満20歳から満25歳以上となり、しかもその町村内で地租を納める者に限定された。すでに83年2月、府は全戸長を官吏扱いとし、さらに4月には、戸長役印ならびに提灯・徽章と評される戸長に(6月実印も追加)を判任官同様に用いてよいことを達している。民選とはいえ「官員気取り」仕立ててゆく努力が系統的になされていたのである。

88(明21)年の市制町村制は、三新法体制に代る官治的な地方自治制度成立の画期をなすものであった。京都府では、87年8月に内務省に上申した町村編成案をもとに、すべて郡長の上申により町村会合併案がつくられ、89年2月、内務省から認可の指令が出された。この大合併に

より、府下の3,298町村(2,043町、1,255村)から1市279町村が生れたのである。

2. 初期の京都府会

府会は、1879(明12)年3月に開設された。これは前年公布された府県会規則によるもので、他府県ではそれ以前にいわゆる地方民会が開かれたところもあるが、府下ではその例をみなかつた。

ところで、府県会議員の選挙権者は地租5円以上、被選挙権者は地租10円以上を上納する男子で、その府県内に本籍を定め満3年以上居住する者に限られた。つまり、少なくとも1町歩程度の土地をもたない限り議員になれなかつたわけである。しかも、府県会は地方税額の審議権をもつにすぎず、議決しても府知事県令の認可をまつてはじめて施行され、議案の発議権、決算の審査権も与えられていなかつた。一方、府知事県令は議事停止権、内務卿は議会の閉会権や解散権をもち、府知事県令が府県会の議決を認可すべからずと思慮した場合、いつでも内務卿の指揮を請うことができた。このように府県会はきわめて狭い権限しかもつていなかつたが、人民が参政権をはじめて行使する絶好の場となつたのである。

京都府では、1879年3月、2郡17郡から95名の府会議員が選出され、3月30日最初の通常府会を京都府中学正堂で開いた。初代の府会議長に選ばれた山本覚馬は、京都府顧問として初期の府政に参画し、同志社同人としても活動した人である。また時の知事楨村正直は、長閑の絶対主義地方官僚の第一人者で、75(明8)年の地方官会議では、区戸長会の開会すら時期尚早として反対した人物であった。80年5月に開かれた通常府会では、楨村知事が開会中の府会にもはからず一方的に地方税の追徴を達したことから、府会と知事との正面衝突となり、全国的な反響をよんだ。しかし半年余にわたって紛糾したこの事件も、同年12月原案執行となつたが、81年1月、楨村知事もまた元老院議官に転出させられた。

府会は、80年から82年にかけて多くの建議を内務卿や知事に提出しているが、それらの中には地方自治確立をめざす要求が少なくなかった。とくに、郡区長の公選、戸長給料などの議決権の町村会への委任、常置委員会の権限強化、区郡における制限選挙法の改正(財産制限を地租1円と3円以上とする)、また実質上は地租の増徴をはかる備荒儲蓄法の廃止、土木費および監獄建築費などの国政委任事務費の国庫支弁などは、立法権の行政権に対する優位の確立と官治的地方支配の廢除、地方人民の負担軽減をはかるものとして注目される。

また府会議員らは、他府県の議員とも気脈を通じ、議権の伸張につとめた。81年11月、京都で開いた関西府県会議員懇談会では2府22県の議員91名が集まり、次の通常会で府県会規則の改正を求める建議を提出することなどを申し合わせたりした(「大阪日報」11.20)。

政府は、こうした府県会や議員らの動向に脅威を感じ、1880年秋から82年暮にかけて、一連の行政措置を矢張りやにとった。常置委員および三部制の設置、府県会が府知事県令と対立した場合、内務卿の介入を規定した府県会規則の改正、審理局の設置、府県会議員の連合集会・往復通信の禁止などがそれである。京都府会でも、81年に常置委員会や三部制が設けられてから、議会内部および府との関係には、微妙な変化が生じてくるのである。

なお、京都では長らく府會議事堂がなかったため、初期の十数年間は主として建仁寺の方丈を仮議場とし、その後は京都市議事堂を使用した。新築の府會議事堂で府会を開くようになるのは、1905(明38)年11月の通常府会からである。

3. 自由民権運動

京都府下で最初に自由民権運動のろしをあげたのは、丹後宮津の人たちであった。宮津では、小室信介(旧名小笠原長道)を結社人とし、1875(明8)年7月天橋義塾が設立されたが、同社は以後10年間地方政社として活動し、府下における自由民権運動の拠点となった。天橋義塾は、宮津の民権派士族を主要な担い手としたが、その維持講加盟者=社員は、82年7月当時368名をかぞえ、与謝郡のほか中・竹野両郡にも及んでいた(「天橋義塾維持講名簿」)。

これら天橋義塾の人たちによって、1880(明13)年3月には「丹後有志人民ニ告ル書」が発表され、大阪で開催された愛国社第4回大会に代表を送ろうとする動きもあったが、槙村知事に阻止され果たなかった。だが同年秋には、天橋義塾社長沢辺正修が府下3国2区9郡有志人民2,750名の総代として上京、国会期成同盟第2回大会に出席した。沢辺は期成同盟の幹事に選出され、以後、近畿地方を中心に精力的なオルグ活動を展開するのである。

その間府下では、80年秋ごろから多くの地方で自由懇親会や親睦会が開かれるようになつた。同時に折善会(中郡)、丹後与謝会(宮津)、漸進舎(竹野郡)、学楽会(熊野郡)、而知会(龜岡)、愛民義塾・南山義塾(綴喜郡)、平安公会(京都に本部をおく)など、多くの結社や団体が相ついでつくられた。その結成にあたっては、しばしば沢辺正修や小室信介らの士族インテリが組織者として一定の役割を果したが、その運営に指導的な役割を演じたのは、府議クラスの豪農や豪商たちであった。

こうした動きを背景として、1881(明14)年9月には近畿自由党がつくられ、翌82年2月それが立憲政党となった。立憲政党は、関西における自由党の別働隊とみなされ、自由党の副総理中島信行を総理として迎え、大阪に本部をおいた。82年10月当時、関西の2府7県で641名の党員を擁していたが、このうち京都府下在住者は369名に及んでいた。府下では船井郡と与謝郡が際立って多かった。

ところで、京都府の自由民権運動の場合、「國約憲法」制定の要求をつねに前面に出していたことが特徴的であった。沢辺正修は、国会期成同盟第2回での討論でも、民権陣営が政府に機先を制せられないよう、今すぐ「憲法ノ見込」を立てる必要があると強調していた(「国会開設論者密議探聞書」)。そして沢辺は、京都府有志人民の委任により、1880(明13)年12月、國約憲法制定の請願書を太政官に提出している。京都府下でつくられた憲法草案としては、「大日本國憲法」(7篇107条)が現存しており、80年の秋ごろ起草されたものと推定される。この草案によれば、国会は元老院と民撰議院の両院をもって構成され、国政調査権などをふくむかなり広い権限をこれに与えている。また府県区町村会の篇を設け、地方自治を憲法によって保障しようとしていたことにも特色が認められる(「古卷意平文書」)。

なお、1887(明20)年秋の三大事件建白運動において、府下では89名連署による「四大要件」の建白書が起草されたが、その第1に「憲法ノ事」を掲げ、当時すでに政府が予告していた欽定憲法をやめ國約憲法にかえるよう、強く要請していたことは注目される(「建白書」)。

京都はまた三都の一つで、西日本における政治的文化的中心地でもあった。したがって他府県から上洛してきたり、あるいは京都で生れ育った人々の中には、自由民権期に都市知識人として独自な活動を続けた人も少なくなかつた。彼らは、新聞雑誌の発行や演説会などを通じて、はやくから人民諸階層の間に自由民権思想をひろめた。そのため、しばしば当局から、発行停止や1年間の演説禁止、禁獄・罰金などの処分を受けた。演説家として知られた揖東正彦、卓抜な諷刺画をもって政府批判を展開した久保田米鶴、演説家および文筆家として京阪で活躍した古屋宗作、論説記者として政府高官からも注目された城多虎雄など、多くの人材が明治10年代の京都で活動した。

1884(明17)年になると、松方財政の影響によって国内では深刻な不況に見舞われ、府下でも山城や丹波地方でいくつかの農民騒擾が起つた。それらの中で天田郡の負債返弁騒擾は、没落した元戸長が指導者となっており、しかも5月から半年以上にわたって断続的に続いたという点で、特筆すべきものであった。

このころから、自由民権運動の有力な担い手であった豪農層は、農村の階層分化に伴つて、運動から次第に離脱しつつあった。そして一方、集会条例や府県会規則の改正とあいまつて、北垣知事は、天橋義塾を中心とする地方政社の解体、有能な民権家の郡長への起用や士族への編入など、弾圧と分裂懐柔策を巧みに使い分け、自由民権運動の退潮に拍車をかけた。

その後、87(明20)年の三大事件建白運動をへて、89(明22)年には屈辱的な条約改正に反対する運動が府下でも展開される。このとき府下の主要な4政社は、主義と政見を異にしながらも

「非条約改正」の一致点で統一戦線をつくり、亡国的な条約案を葬り去る力となった。

4. 郡分合問題と府県制・郡制の実施

府県制・郡制は、1890(明23)年5月公布され、翌年4月から施行するよう決められていたが、府県制が実際に施行された府県は青森・秋田など十数県にすぎなかった。とくに3府4県においては、99(明32)年3月の全文改正があるまで10年間も施行されなかつた。京都府もその一つであったが、このように府県制の施行がのがびたのは、その前提となる郡制の施行が困難だったからである。

京都府では、1879(明12)年4月、2区17郡に郡区役所がおかれ(紀伊・乙訓郡のみ合併)、各郡とも専任郡長が任命されてきた。ところが85(明18)年4月、府会の郡部会から郡衙合併に関する建議が知事に提出された。その内容は、北桑田・加佐・与謝の3郡を除くほかは2郡ないし4郡を合併し、18郡を9郡に統合しようというものである。その背景には、農村の不況の深刻化という事態があり、建議も「民力凋弊ノ甚シ」く、ために経費節減の必要があることを強調していた。郡部会は、翌年度すなわち85(明18)年12月に再度この問題を論議したが、郡衙合併の建議は提出しないことにした。それは、郡役所を合併しても協議費が増加すれば人民の負担は変わらないし、前年までに郡役所はすべて新築しおわっており、かつ郡によって人情風俗もおのずと異なり、無理な合併はかえって不都合を生ずる恐れがあるなどであった。

ところが1886(明19)年に入ると、府当局はさきに郡部会が提出した建議をほぼ全面的に採用した合併案を作成し、9月1日付で内務省に申請した。その間、同年7月地方官官制を公布して間もなく、内務省は、新たに数郡区を合併して1郡区長を置くことは一切認めないと、府県に訓令していたが、府の申請についてはほぼ認め、同年10月8日、9名の新郡長が任命された。注目すべきことは、そのうちの数名が各郡内の名望家で、府会開設以来議員として活動してきた人々だった点である。これらの人々を起用し他府県人や士族の郡長を少なくしたことは、人心収攬策として当をえたものであったが、専任郡長設置の運動は他府県より一足先に始められる結果となった。88(明21)年4月には何鹿郡人民268名連署で、また89年8月には竹野郡の全村長16名の連署により、いずれも内務大臣あてに請願書が提出されている。

一方、政府は、1890年5月に公布した府県制・郡制の施行準備のため、郡分合法律案の作成を急ぎ、地方住民の利害感情などを度外視した画一的な分合案がつくられつつあった。そのため、90年6月ごろから府下でも郡分合反対運動がいち早く起つた。そこで北垣知事も乙訓・宇治・久世・中・熊野の5郡は独立郡としたいと考え、10月、内務省に対して相当強硬に内申の通り決定してほしいと再度要請している。その理由は、たとえ区域が狭く戸口は少なくても、

一郡を一致団結させる方が「国家前途ノ便益」と判断したからである。しかし内務省が当初の分合案に固執したため、結局府側が折れて11月に郡名だけを選定した。すなわち、愛宕・葛野両郡で北葛野郡、乙訓・紀伊両郡で南葛野郡、宇治・久世両郡で宇治郡、中・竹野・熊野3郡で中野郡とするものであった。

こうして政府は、1890年12月の第1回帝国議会に3府29県の郡分合法律案を提出したが、本会議第1読会で否決廃案となつた。翌91年再び政府は同法案を提出したが、議会の解散にあい、さらに95(明29)年第9回帝国議会に各府県ごとの法案を作成して提出、単独審議の方法がとられた。「京都府下郡廢置法律案」は、3月16日衆議院に提出されたが、19日特別委員会において全会一致でこれを否決、21日の本会議でも第2読会の開会に賛成の者少数により、否決の形となつた。この本会議で、特別委員長の石原半右衛門(船井郡)は、各郡内が円滑にいっており、今更事情の異なる郡を合併することは却て無理を伴うとして、否決した理由を説明した。これに対し、政府委員の内務書記官木内重四郎(のち第11代京都府知事)は、これを否決すれば京都府は当分野制府県制を施行できないから、起債能力をもてず、したがって淀川改修工事のたうな大事業は、地方税の負担を増さねばならないので実現困難にならうという意味の、きわめて官僚的な発言をしていた。こうして郡分合法案は、広汎な府下住民の強い反対によってついに葬り去られたのである。

その後、1899(明32)年3月、府県制・郡制が全面改正され、府でも7月から施行されることになった。そして、同年9月に最初の郡会議員選挙が行われ、10月郡会が開設された。

5. 京都市制特例の廢止

1889(明22)年4月1日、府下に町村制が実施された日、京都の町も京都市となつた。しかし、これは一般市制ではなく、同年3月23日公布の法律第12号「市制中、東京市、京都市、大阪市ニ特例ヲ設ケルノ件」が施行されたいわゆる特別市制であった。それは、国家的重要性からして三都には一般都市と同様に自治権を与えることが時期尚早と考えられたからである。もっとも政府および元老院内にも、特別市制実施を否とする少数意見は存在した。

こうして京都市は市制が施行されたとはいへ、市長および助役・収入役などを置かず、府知事以下の府庁の官吏が兼務し、わずかに市会の選任にかかる名誉職参事会員が執行機関に参画できるにとどまつた。このように、市制特例は自治権をいちじるしく制限するものであったばかりでなく、府市政の事務の渋滞もさけられなかつた。したがつて、反対陳情運動は京都でも施行前の3月上旬から東京・大阪の有志と連携しながら展開された。その中心になつたのは、府会の区部議員、区会議員、京都公民会の市内会員らであった。

その後、特別市制の実施が法律で決定されると、京都府は3月26日臨時府会区部会を開き、市制延期に関する諮問を下付した。区部会はこの諮問を否決した上、「法律第十二号中、京都市ヲ除クノ建議」を内務大臣に提出し、市制特例の廃止を要望した。また京都市会も、翌90(明23)年10月、同趣旨の「特別市制ニ係ル建議」を内務大臣に提出、さらに91年1月には貴衆両院に対しても「法律第十二号廃止ノ請願」を提出した。ここで注目すべき点は、89年の府会区部会の建議や翌90年の市会の建議が、京都市のみの特別市制廃止を要望しているのに対し、91年の請願は法律第12号そのものの廃止を要請していることである。これは、請願の対象が国会であったということもあろうが、やはり一般市民の強い世論を背景にした自治意識の成長のあらわれとみるとできよう。さらに京都市会は、96(明29)年11月にも内務大臣あてに特例廃止の促進方を建議し、府知事のひんぱんな更迭が市政の発展を阻んでいると強調するなど、運動が続けられた。

こうした市会をはじめとする3市の市民の努力が結び、98(明31)年6月、市制特例廃止法案は第12回帝国議会において貴衆両院を通過した。そして、同年9月30日をもつて法律第12号は廃止され、9年5カ月にわたった市制特例の時代を終ったが、この間、市長職務執行者たる府知事の更迭をみるとこと6回に及んだのである。

6. 地租増徴をめぐる動き

1898(明31)年1月に成立した第3次伊藤内閣は、日清戦争後の軍備拡張いわゆる戦後経営の財源として、地租増徴案を第12特別議会に提出した。しかし、自由・進歩両党が提携して地租増徴案を否決したため、6月10日、政府は議会を解散したが、その直後、両党は合同して憲政党を結成した。

憲政党内閣(隈板内閣)が3カ月で崩壊した後、同年12月第2次山県内閣は、第13議会に際して憲政党幹部との妥協により、懸案の地租増徴を実現した。その内容は、田畠地租を地価の2.5%から3.3%に増加し、5カ年間の増徴という条件であった。このとき渋沢栄一らは、4市の実業家によりかけて地租増徴期成同盟会を結成(京都より片岡直温・高木文平が参加)、一方貴族院議員谷千城らは地主・自作農保護の立場から地租増徴反対同盟会を結成し、それぞれ強力な運動を展開した。

京都府下でも、『日出新聞』は都市商工業者の利益を擁護する立場から、一貫して地租増徴賛成の論陣を張った(6・3「増税案と軽薄なる政界」、12・12~13「非増租論を駁す」など)。また京都商工会議所(会頭浜岡光哲)と京都実業協会は、12月、地租増徴に関する請願書を相ついで貴衆両院へ提出、全国の商業会議所や実業団体にも運動への参加を呼びかけた。五二会京都本部

も、中央本部と全国五二会本部に対し、「要路」への働きかけを要請したりしている。このように京都府では、他府県への積極的な働きかけを行っている点が特徴的である。

一方、憲政党京都支部の発起により、12月はじめ非地租増徴同盟会が結成され、貴衆両院に請願書(川崎安之助ほか1,258名連署)を提出したり、演説会を開いたりした。なお京都市会は、10月下旬宅地租の増徴に反対する意見書を総理・内務・大蔵3大臣に提出している(『日出新聞』)。

その後、1902(明35)年12月、第1次桂内閣は第17議会で海軍拡張の財源として地租増徴案を提出した。しかし、立憲政友会および憲政本党の反対にあい、議会を解散した。この時期、府下の動きとして注目されるのは、同年5月から11月にかけて、山城8郡の町村長らが会合を再三開こうとしたことである。11月8日伏見で開かれた山城8郡町村長会には40名が出席し、「地租年限継続ヲ否認シ帝国議会ニ対スル運動ノ件」が発議されたという。その10日後に予定されていた会合は、6月上旬の場合と同様、府当局の説諭によって中止となつたが、8郡もの町村長が自発的に集まつたのは、前にも後にも例のないことであった(『皇三十一年三月例規綱』)。

こうした増租継続に反対する根強い動きを背景に、翌1903年の第18議会でも政府の増租案(田畠地租3%の修正案)は議会の強い反対にあった。そのため、ついに政府は増租継続案を撤回、他の財源にたよることとなつたのである。

III

1902~26(明35~大15)

日清戦争の勝利は、日本を帝国主義国家として急速に成長せしめることとなつたが、他方歐米帝国主義国家の圧力によって遼東半島を返還せざるをえず、「臥薪嘗胆」をスローガンに急速度に軍備拡張を行つていった。朝鮮を足がかりとして植民地獲得に本格的にのり出し、当時南進策をとっていたロシア帝国と衝突し、1904(明37)年日露戦争となつた。大国ロシアと戦争を行うには、戦費のほとんどを欧米での外債にたよらねばならなかつた。日露戦後国内経済の不況は、容易に回復をみず、増税その他国民に対する収奪は強化される一方で、ために民衆は急速にめざめ、労働運動・社会主義運動がしだいにたかまつた。政府は、このため1900(明治33)年治安警察法を制定し、さらに、1910(明治43)年の大逆事件を契機として、民衆の天皇制権力へのたたかいを、先手々々と抑圧した。こうして明治は「冬の時代」をむかえ、経済面では慢性的な不況、政治面では閥族政治の行きづまりのうちに明治は過ぎていつた。

一方、日本資本主義の矛盾の激化にともなう民衆の自覚のたかまりのなかに、大正時代は第一次護憲運動をもって幕をあけた。民衆は藩閥政府を打倒することはできたが、本格的な政党

内閣の登場は、原敬内閣の成立をまたねばならなかった。

資本主義の発展は、都市と農村との勢力を逆転させ、農村の疲弊をいちじるしくし、また米をはじめ物価騰貴の激化とシベリア出兵による米の買占めのうちに米騒動をひきおこした。第一次大戦中の空前の好況もつかのま、1920年には戦後恐慌にみまわれ、その立ちなおりをみぬうちに関東大震災がおこると、不況は慢性的につづいた。この間、護憲運動、普選運動はいよいよ高まり、第二次護憲運動のたかまりのうちに護憲三派内閣が成立し、普通選挙法が成立した。また、労働者階級の成長は、無産政党を結成するまでにいたり、そのため政府は治安維持法を成立させた。

(1) 日露戦争と地方財政

日露戦争のはじまった1904(明37)年政府は3月臨時議会を招集し、国公債の発行、戦時非常特別税を定めた。増税は殆どの税目にわたり、増徴税率の割合は、地租のうち市街宅地租が定率の7倍、町村宅地租が2倍余、所得税のうち最高は4倍にもなった。これにより府下における直接国税の税収は、1903(明36)年134万5,000円に対して、1904年193万5,000円、1905年268万5,000円にもなった。このような国税徴収の調整の役目を果したのが、地方税の軽減措置であった。元来地方税は、国税の付加税を徴収するのが本位であり、その付加率も、制限はうけていたが絶対的なものではなかった。例えば、地租に対する付加税は、府県 $\frac{1}{3}$ 、市町村 $\frac{1}{6}$ を限度とされていたが、内務大臣・知事の許可があれば、この制限をこえて課税できるという例外規定があり、これが適用されていた。しかし、非常特別税法は、この例外規定を廃止し、しかもその課税率を低くし、特別増徴部分の付加税は許さなかった。地租付加税は、府市町村における主要財源で、府総税額の $\frac{1}{2}$ 、町村財源総額の $\frac{1}{3}$ がこれに依存していた。それゆえ地方財政に大きな影響を及ぼす法律公布の場合、施行をおくらせるのが普通であるが、非常時ということで1904(明37)年4月公布即日施行となった。

政府は、これに先立ち、地方長官を中央に召集し、実施準備のため予め訓示した。大森知事は府費緊縮のため即刻予算の更正に着手し、郡長・市長を召集し、経済節減断行を訓示した。町村においては予算編成中で、この決定でかなり混乱を來したが、知事はとくに著しく影響をうける町村に対しては、係官を派遣して指導にあたった。從来町村の税収は、税法制限をこえて課税している町村が多く、この度の制限強化は、深刻であり、町村長等報酬・実費弁償の節減、吏員旅費節減、会議実費弁償廃止にまで及んだ。臨時費は全事業の中止または繰りのべがなされ、前年度にくらべ7~9割の削減となった。

京都市は多少事情が異なり、1906(明36)年以前の起債の償還期にあたるため制限外課税が許

された。しかし、市内の商工業が戦時による不振をきわめ、とくに平和産業たる西陣織物の打撃は大きく、一時ほとんど廃業状態になり、職人も大阪・神戸・中国・九州地方に移住する者が増え、市内の空屋が目立った（上京区で明36・4の空家1,864軒が、明37・12に4,868軒になった）。軍需産業のない京都は、戦争により打撃をこうむることが多く、後の第一次・第二次大戦においてもしかりであった。

(2) 舞鶴鎮守府と第16師団の設置

日清戦後、急激な軍備拡張の一環として、舞鶴軍港の築港がすすめられた。1886(明19)年本格的調査が開始され、1889(明22)年鎮守府条例によって第4海軍区鎮守府がおかれることになった。ついで、1896(明29)年臨時海軍建築部官制が公布され、その支部が加佐郡余内村余部におかれたことにより、舞鶴鎮守府の設営が本格的となり、1901(明34)年開設とともに初代長官に海軍中将東郷平八郎が任命された。鎮守府開庁により、司令部所在地の余内村の一部が1902(明35)年余部町として分離され、ついで、1906(明39)年軍施設を背景に急速な膨張をとげつたった倉梯・志楽2村の一部をもって新舞鶴町が生まれ、軍港都市としての運命をたどる。その後1923(大12)年の軍備縮少により、鎮守府は要港部となり、ために1920(大9)年の国勢調査時に約2万の人口であったのが、1926(大15)年の国勢調査では1万3千弱に減少し、火消えたようなさびれようであったが、1939(昭14)年再び鎮守府に返り咲き、敗戦まで続いた。

第16師団は混成部隊として戦地で編成されたもので、正式に司令部を京都市付近に設置することが決まったのは、1907(明40)年3月の陸軍管区改正による。候補地として3カ所あげられ、それぞれ郡民有志は熱心に誘致陳情を行った。京都市では、司令部が市付近に設置された場合、寄附金を献納することに決定し、7月市会に15万円の公債発行議案が上程された。この問題をめぐって賛否両論が対立し、反対派の議員が暴漢に襲われ、市会議長が路上で暴行をうけるという事件までひきおこした。9月再開された議会では否決論と修正可決論が対立した。否決派は、その違法性を主張し「本市直接ニ経営スヘキ事業、多々アリ、徒ラニ軍人ノ感情ヲ害センコトノミ恐レ、漫然理窟抜キノ寄附ヲ為スニ同意セヨト云フハ、不忠ニシテ且阿譾スルモノナリ」と述べ、修正派は「寄附行為ハ、本会ノ發意ニ基キタル結果」で「今日ニ於テ兎角ノ議論ヲナス余地ナシ、誠意ヲ以テ、コレカ歓迎ヲナスヲ可トス」と主張して譲らなかったが、結局第2読会で修正意見が通り、原案に近い線で落着した。候補地も第38聯隊付近が適当ということで紀伊郡説が決定し、1908(明41)年11月兵舎完成をまって大阪府下に仮駐屯していた原隊が移動した。その後、1925(大14)年軍縮により4個師団廃止となり、府下も市と18郡が第16師団管下に入った。そして1931(昭6)年、京都市の大合併を経て、1945(昭20)年まで伏見深草一帯

は軍人の街として伸張していった。

(3) 第一次護憲運動

1913(大2)年1月17日「憲政擁護・閥族打破」をかけて、東京で行われた全国新聞記者大会が烽火となって、主要都市で一大民衆運動となった。2月に入り、民衆は、東京・大阪・神戸で桂新党結成にはじめた代議士邸・同派新聞社・交番等を襲う事件となった。京都でも、2月17日から19日にかけて、日出新聞社・国民新聞支局・報知新聞支局・浜岡光哲邸・中安信三郎邸・巡査派出所15カ所を数千名の群衆が襲撃した。この運動による京都での検挙者は280余名にのぼり、内50名が起訴された。

桂内閣が倒れたあと軍人山本権兵衛が後継首相となつたが、山本は政友会をだきこみ、外・陸・海相を除くすべての閣僚を政友会員に与えて組閣した。このため昨日まで閥族打破を叫んでいたのが、一夜あければ閥族と提携したことに対し、中央の政友会で24名の脱党者が出て、政友俱楽部を組織した。この動きは京都にもおよび、3月2日政友会京都支部は解散決議し、3月17日政友俱楽部京都支部を結成した。この結果、府下の政友会と政友俱楽部の勢力は3対7の比率となり、政友会の勢力弱化をもたらした。

(4) 米騒動

1918(大7)年7月23日、富山県魚津町の漁民妻女が米の県外船積中止を要求して起ち上がったことからはじまつた。8月にはいり全国各地で民衆は実力行使を行い、米屋・交番等を襲撃し、米の安売り等を要求した(全国37市134町139村で)。日本経済は、第一次大戦までは不況をかかっていたが、大戦勃発により、空前的好景気にみまわれた。しかし民衆にとっては物価騰貴をもたらした。さらにロシア革命干渉を目的としたシベリア出兵による米価騰貴を予測して米商人の壳びかえにより米価の急騰をもたらした。また、都市消費人口の増加、生活程度向上による米食の増加等も原因となり、民衆の生活苦は増大の一途をたどつた。これらの原因を閥族専制政府は、何ら解決することができず、民衆の不満は爆発した。

京都でも、民衆の烽起のはじまつた8月10日に米1升市内にて49銭5厘、伏見町で53銭、八幡町で55銭にもなつて、民衆の忍耐の限度を越え、13日にかけて京都市内・伏見町・八幡町・向日町・余部町等で烽起した。当時家族7人の車夫のかせぎ月30円、升50銭とすると月米代50円もかかるという状態であった。民衆は、各所の米屋、交番を襲い軍隊・警官と衝突した。逮捕者も百数十名にのぼつた。京都における米騒動で注目されることは、未解放部落民が大挙参加したことであつた。

(5) 政党政治と選挙

1918(大7)9月米騒動で寺内軍閥内閣が倒れたあと原敬内閣が成立した。「平民宰相」の出現であった。わが国最初の政党内閣であった。大正年間の総選挙は、4回、府下における結果は、第12回(大4)は同志会3、中正会3、国民党1、政友会1、第13回(大6)は憲政会4、国民党1、政友会1、中立2、第14回(大9)は政友会5、憲政会2、国民党1、中立1、第15回(大13)は憲政会4、政友会2、実業団1、革新俱楽部1、中立1であった。このうち第13回は、全国的には政友会が第1党であったが、府下においては、1913(大2)年の政変と府下政友会の派閥争いによる痛手からたちなおれず、憲政会が勝利をしめ、全国結果と逆の状況であった。しかし1918(大7)年府・市会瀆職事件が起り、憲政会の主要メンバーが連座し、第14回では憲政会は敗れさつた。

府会の定期改選は、大正期に3回おこなわれた。その結果1915(大4)年は、同志会9、政友会7、中正会3、無15、1919(大8)は政友会16、憲政会15、無10、1923(大12)年は政友会16、憲政会16、無13であった。府会は、国会の勢力分野と相似た様相を呈していた。しかし、府会では、必ずしも中央政界と同一歩調はとらず、政党をこえて、市部選出議員と郡部選出議員との対立、議案ごとの対立、府会役員選挙ごとの対立、知事・理事者に対する態度による対立等々で動いていた。1921(大10)年に市制町村制改正により、町村の等級選挙制を廃止し、市を2級選挙制とし、1925(大14)年に普通選挙法が成立し、1928(昭3)年最初の普選法による総選挙が行われることになる。

(6) 第二次護憲運動

原敬内閣のあと、政党内閣はつづかず、閥族官僚内閣が3期つづいた。1924(大13)年、清浦奎吾を首相とする貴族院特権内閣の出現は、第二次護憲運動をひきおこした。第一次護憲運動のように、民衆の襲撃事件はおこらず、護憲3派の政党活動を中心に、演説会・集会等に数千人の民衆が参加し、1924年5月の第15回総選挙で護憲3派を勝利せしめ、加藤護憲3派内閣が成立した。

京都においても、護憲3派の各支部の大会・演説会・集会がもたれ、毎回数千名の民衆が参加し、大きな盛りあがりをしめし、官僚内閣打倒に大きな力を發揮した。そして総選挙では護憲3派が定員9名中7名を制した。政友会支部は支部長以下丹後・山城地方の党員が政友本党に走り、その結果総選挙では憲政会が京都で第1党となつた。

(7) 地方制度の改変

日露戦争をまかなうため、政府は前述のように戦時非常特別税を設けたが、戦後経済不況のためとその中の海外侵略のための軍事費捻出のため、これを恒久化し、地方財政に対する圧

迫を強めていった。同時に内務省は府県の監督を強化し、地方自治体の行政レベルからの圧迫を強め中央集権化をおしそうめていった。林野整理の励行、貯蓄の奨励、地方改善運動の促進等を通じて国民を指導し、国威の発揚をはかった。そのひとつの大きな動きが郡制廃止であった。貴族院で否決はされたが1906(明39)年すでに郡制廃止案が出され、1923(大12)年郡制は廃止され、郡長・郡役所は国の行政官庁として、中央集権強化の役割をはたすことになったが、1926(大15)年にはこれも廃止され、郡は単に行政上の区画となった。郡制は、維新以来の中央集権国家形成に対し、町村住民の不満が直接中央政府・府県にぶつけられないために設けられたが、発足以来地方自治体としてはみるべき働きをせず、地方住民に対する負担過重をもたらしていた。郡制廃止の時点では、三部制経済をとっていた京都府などでは、郡がおこなっていた事業をどの経済でまかなかで、議会においてひと騒動もちあがった。

林野整理は、町村自治に対して政府・府県が干渉し、強力に整理統合していった。また、自治行政講習会・農業講習会・実業講習会・科学思想普及・農事改良をはじめ、音楽講習・廢物利用講習会・虚礼廃止・体育奨励・時間勵行等々にいたる種々様々な地方改善運動を上からの指導で行い、独占資本段階に入った日本資本主義の国民の生活のレベルからの再把握を行っていった。しかし、自治体の中央集権化がすすめられる一方であるため、地方住民の反政府機運は、民主主義の発展の面からも高まらざるをえず、それをそらす意味においても、制限のきびしかった地方住民の参政権の拡大を行わざるをえなかった。1921(大10)年に町村等級選挙制をやめ、市を2級制とし、翌年には府県会議員選挙・被選挙権資格を直接国税納入者に拡大し、1926(大15)年府県市町村の普通選挙制が行われることとなった。

また、京都・東京・大阪外4県の大都市をかかえた府県経済は、連帶経済・市部経済・郡部経済の三つにわけた、いわゆる三部制経済の制度を設けていた。これは、都市と農村との社会生活・経済状態・文化様式等が大きく異なり、府県経済を一本化すると、大都市をかかえた府県では、当初種々の弊害が生ずると考えられたためである。しかし、資本主義が発展し、独占段階に入ると農村の窮乏、都市の発展により、都市と農村との経済力が逆転し、大正以後、郡部経済独自では、とくに膨張する土木・警察・教育費をまかなくすることが不可能になり、連帶・市部経済に負わざるをえない状況になってきた。しかし、市部と郡部との対立から、簡単にはこの制度の廃止に踏切ることができなかった。京都府においても1913~14(大2~3)年頃から都市と農村との経済力は逆転し、三部制経済廃止問題は、郡制廃止問題と呼応してやかましくなり、とくに、1919(大8)年以後土木・警察・教育費の連帶・市部経済への移管により、両経済の膨張は、予算審議ごとに問題となつた。そして、1922(大11)年の府会郡部会ではじめて三

部制経済撤廃意見書が可決されたが、市部会では、撤廃反対意見書が可決され、市・郡両者の利害の衝突をきたした。その後も問題となり、1926(大15)年ふたたび市・郡両部会の賛否両論の意見書が出された。しかし、この頃になると、市・郡両者の利害という立場からだけでは、問題の解決はつかず、市部議員の中からも三部制経済廃止の意見を出すものも出はじめた。そして、1931(昭6)年4月三部制経済制度は廃止されることとなる。

(8) 無産政党

日本資本主義の発展は、農村・都市をとわず、種々の社会問題を発生させた。地主と小作人、資本家と労働者との対立激化は、民衆大多数の無産者化の結果であった。1917(大6)年のロシア革命は、日本国内にも大きな影響を与え、知識人の社会主义理論研究と民衆の中への普及活動の進展、農民・労働者階級の実践活動の昂揚をもたらした。1922(大11)年には非合法下に日本共産党も結成された。同時に京都にも非合法下に京都細胞がつくられ、國領五一郎らの活動があらわれた。

政府は、民衆の運動が高まる中で、1925(大14)年治安維持法を制定し、弾圧体制を強化した。これにさきだち1911(明44)年警視庁に特別高等課が設けられ、社会主义関係の取締りを強化したが、京都でも1923(大12)年特別高等警察課を設置した。

労働運動・農民運動・水平社運動・知識人の運動等人民の運動はもりあがり、府下の1926(大15)年頃の無産系新聞として『福知山魁新聞』『山城』が発行され、また農民組合員で村長になっていた者1名(御牧村)、町會議員4名、村會議員73名がいた。また特別要注意人物として、共産系・無政府主義系等25名がいた(『浜田知事事務引継演説書』大正15年)。このような状況の中で1926(大15)年5月労働農民党京滋支部が創立され、府下の人民の運動を指導していく。

(9) 府会と知事

府会に全面的に付与された権限は、議長・副議長等の役員選出権だけといつてよく、予算審議権は府会が原案否決をしても、内務大臣の許可を得れば原案を執行でき、議案提出権は意見書・建議書という形のほかにはなかった。そのため府会と知事・理事者との間は、府会開会ごとに種々の問題を生じ、ときには完全に府会停会状態にまでなつた。しかし、府会の知事支持派と反対派とは、常には一定せず、議案が議員の選出地区にいかなる利害を生ずるかということで変化した。

大正期最初の知事は、1902(明35)年2月赴任の大森鍾一知事で、在任中1912(大元)年府会において前年の由良川、木津川改修案の原案執行とからんで、農事試験場綾部分場廃止を主張す

る郡部14人組と対立した。さらに、1913(大2)年の府会では大礼記念博覧会が内務省の許可をえられなかつた代案として出された記念植物園案が市部議員大多数の反対により否決される破目におちいつた。

次いで1916(大5)4月赴任した木内重四郎が、第11代知事となつた。木内知事は、生粋の官僚で、その個性の強さと相まって、専権的に府政を担当した結果、赴任当初より府会乗り切りで波乱含みであった。1916(大5)年府会での女子師範学校の移転問題では当初地元の反対もあって、否決されそうな形勢であったが、迂余曲折あり、大多数の賛成で可決され、1931(大6)年府会での府立工業学校設立問題では、京都市との対立を生じた。

1932(大7)年9月府会贖職事件(豚箱事件)が起り、木内知事以下府・市会議員の逮捕が相ついで、府会は機能マヒにおちいつた。事件は、前年12月市会議員間の暴行事件がおこり、これを発端として、1916(大5)年の京都市長選挙で贈収賄があったこと、1915(大4)年頃から府会ごとに議員の贈収賄が行われていたことがあかるみにてて、1920(大9)年10月京都地裁において被告38名中37名が有罪判決をうけた。ところがこの事件は、市会・府会の対立による暴露・密告合戦、検事の被告取調べにおける人権蹂躪の惹起、検事の市民に対する大量の召喚などで、当時の京都市民を戦々競々とさせるとともに、国会においても問題となつた。この事件の背景には、政友会と憲政会との対立、地方議会の腐敗堕落等があつた。

1918(大7)年5月木内知事辞任のあと、馬淵銳太郎が、第12代知事となつたが、在任中府会との間では、大きな対立はおこらなかつた。1921(大10)年7月京都市長になった馬淵知事のあとをうけ若林資蔵が第13代知事となつた。若林知事は、「原案執行知事」のニックネームをもつほどの典型的官僚で、各県知事時代に県会と常に対立し、府に来ても府会にはなかなか出ないし、ついにはいわゆる「齊東野人問題」をひき起し、結局在任中府会とはうまくいかず、翌年10月に退任し、池松時和が第14代知事となつた。1922(大11)年、府会で郡制廃止とともに高女移管問題が郡・市の対立で紛糾したが、以前からあった郡・市の対立は、一段と激しさを加え、それまで、市部会と郡部会との対立に加え、府会と知事の対立で往々府会を混乱させていたのが、以後、府会と知事との対立はめだたなくなり、市部会と郡部会との対立が府会の大勢をしめていった。1924(大13)年11月池田宏第15代知事、1926(大15)年9月浜田常之助第16代知事と交代したが、この間1923(大12)年の郡部道路の連帶経済編入問題、1925(大14)年の三部制経済廃止意見書問題、1926(大15)年の生糸検査所問題等で市・郡の対立は激しさをくわえ、1925(大14)年には、議長問題がからみ、17日間の府会休会となり、さらに府会最終日には同一時刻同一議場で連帶・市部・郡部三部会が開かれるという結果をまねく失態を演じ、国会でも

問題となり、内務大臣の裁決で市部会決議だけ有効となつた。

IV

1927~45(昭2~20)

昭和と改元して間もない1927(昭2)年の3月半ば、全国的な金融恐慌がひろがり、そのさ中、第1次若槻内閣が倒れ、田中義一政友会内閣が成立した。田中内閣は、对中国積極政策をとつて、中国革命に干渉し、また国内では3・15事件、治安維持法の改悪、特別高等警察の設置、4・16事件などにみられるように、高まる革命運動に対してはげしい弾圧政策を行つた。昭和の歴史が、元陸軍大将を首相とする政党内閣の登場で始まったという事実は、侵略戦争とファシズムにぬりつぶされたその後の日本の歴史を象徴するものであつたといえよう。

田中内閣は、露骨な侵略と反動政策に対する国民の非難が高まる中で、1929(昭4)年7月ついに総辞職し、代つて浜口雄幸民政党内閣が成立した。浜口内閣は1930年1月金解禁を断行し、金融独占資本の急速な発展をうながした。また幣原外交が、前内閣の露骨な武力干渉政策を改めたことは、軍部・右翼の強い反撃を招き、その年11月、浜口首相は軍部に煽動された右翼青年に狙撃され、ついに死亡した。

翌1931(昭6)年9月、関東軍によっていわゆる満州事変がひき起された。そして1932(昭7)年の血盟団事件、5・15事件、36(昭11)年の2・26事件とそれに続く広田弘毅挙国一致内閣の成立は、準戦時体制を確立し、反動的ファショ体制を一段と強化した。

その間、弾圧は非合法下の共産党はもとより、平和主義者や自由主義者・宗教者まで及んだ。1933(昭8)年春の滝川事件、37(昭12)年11月の京都人民戦線派事件(『世界文化』『土曜日』グループの検挙)などは、京都の良心的な知識人たちが、ファシズムと戦争の危機に抗して敢然とたたかたあかしでもあつた。

1937(昭12)年7月、軍部は日中戦争を開始し、戦火は大陸全土に及び、日本全体を泥沼のひきすりこんだ。そして1940(昭15)年、政友・民政・無産政党などすべての政党が解党し、大政翼賛会に吸収された。さらに翌41年10月には東条英機内閣が成立して、ここに戦時ファシズム体制が確立し、12月太平洋戦争に突入した。府県制・市町村制も、1943(昭18)年6月の改正で地方議会の権限は大幅に縮小され、地方制度にも国家的統制の枠がはめられたのである。

1. 二大政党の時代と府知事

1927(昭2)年4月、田中政友会内閣は組閣後ただちに民政党系知事を一掃するため、地方官の大移動を行つた。地方長官の政党色がもっとも濃厚にみられたこの時代にあっては、内閣の

更迭が直ちに知事の更迭となってあらわれた。当時、京都府では丹後大震災の直後であったが、この移動で浜田知事は休職となり、杉山知事（娘婿の父が内相鈴木喜三郎）が後任となつた。しかし、杉山知事もわずか在任3年で内務次官に栄転したため、震災復興のための臨時府会は、知事不在のまま開かれたのである。

その後も、1931（昭6）年12月には、第2次若槻内閣の総辞職とともに黒崎知事の休職となつたが、その在任は78日という歴代知事中の最短記録をつくった。また32年6月には、斎藤実内閣の成立とともに横山知事が神奈川県知事に転出させられたが、彼は転任の弁として「……京都に来て六ヶ月！、何も仕事をしなかったから、まるで酒を呑みに来たやうで府民諸君に申訳ない」（『日出新聞』6・29）と述べた。彼は、知事在任中、ついに一度も府会に臨む機会がなかった。

このように、昭和初期から敗戦までの20年たらずの間に、京都府では実に15名の知事が在任した。そのことは、府県や市町村の行政がいかに中央政界の動向に左右されていたかを示している。そして良かれあしかれ、槙村正直や北垣国道、また大森鍾一のような個性とスケールをもった知事がみられなかつたことは、このような時代の反映でもあった。

2. 丹後大震災

1927（昭2）年3月7日の夕刻、丹後地方を襲つた激震は、当地方の人家・公共の建造物に大きな被害を与えた。中・竹野・与謝・熊野4郡の被害戸数は1万6千余戸（当時、4郡の総戸数2万余戸）、被害総額は8千余万円に及び、当地方の主要産業であった縮緬機業は壊滅的打撃を受けた。

府は、ただちに救護本部を府庁内におき、さらに復興事務出張所や復興課を設置して事後処理に着手し、3月28日に開かれた府参事会では震災救護費約80万円の追加支出、震災復旧貸付金の政府からの借り入れ、府税の減免措置などを決定した。また復興予算審議のための臨時府会は7月に開会され、勧業補助費を中心とする194万余円（財源は国庫補助金と震災公債）をほとんど異議なく可決した。

この震災に対して各地から寄せられた義捐金は、7月半ばまでに総額370万余円に達していた。しかし府当局が、関係町村側の意向を無視して一方的に分配を強行したことから、罹災民の不満はまず町村当局に向けられた。そのため、7月の臨時府会では、多くの郡部議員が苦境に立たされた町村当局の不満を代弁し、義捐金の不公平な分配方法に批判が向けられた。一方、労農党と謝郡支部準備会は復興促進期成同盟を結成し、市場村などで義捐金が不正に分配されていることを摘発し、村長らを退陣させた。さらに「知事の村政干渉反対」「配分原簿の

公開」などをスローガンにかけて、無産政党の立場から復興促進に努めた。

ところで、府は奥丹後震災復旧費貸付資金を郡部特別会計として設置したが、これは国庫および大蔵省預金部より府が貸付をうけて転貸するもので、借入金の総額は1,498万余円に及んだ。しかし1929年以来、農山漁村をおおつた不況の波は、その償還問題にも影響を及ぼし、32（昭7）年から償還期間に入つても、3年間の回収はわずかに135万円程度で、34年には元利ともで1,350万余円が焦げつきの状態となっていた（この額は、当時の府の予算ほぼ1カ年分に相当）。そのため斎藤知事は、大蔵省に陳情して資金の借替えを行つたり、財務出張所や回収対策委員会を設けるなど、その対策に苦慮したが、ほとんどみるべき成果もあがらなかつた。府会の方でも、貸付金の回収を嚴重に処理せよという強い要望を年々府当局に出した。回収の結果如何によつてはそれが府財政に直接関係してくる上、その負担を京都市民に転嫁されてはたまらないからである。しかし、37（昭12）年の通常府会で、償還金は府が起債によって肩替りするということで落着し、〈府政の癌〉といわれたこの問題も解決されたのである。

3. 普選の実施と無産政党

1927（昭2）年9月に行われた府会議員選挙は、男子普通選挙法による最初の地方議会選挙であった。有権者の数は、府下で12万から28万8千名へと飛躍的に増加し、とくに京都では一気に4倍ちかくにもなつた。一方、労働農民党は、同年7月当時、京都市・洛西・洛南・丹波の4支部をもち、党员391名を数え、小市民層を基盤とする社会民衆党は、同じ時期、党员50名であった（「杉山知事事務引継演説書」昭和2年）。これら無産政党の登場とあたらしい有権者の動向は、各方面から関心を集めめた。

選挙の結果は、政友会18、民政党10、実業同志会2、労農党2、無所属9となり、政府与党的政友会が市部では大きく後退したが、全府的には政友・民政2大政党対立の傾向を鮮明にした。また労農党は市部では2名の高位当選をかちとつて世間を驚かせ、南桑田・葛野など郡部

でも善戦した。しかし社民党は、上下京区とも少差で次点となつた。得票数からみると、無産政党はこの選挙で12,772票をえており、1939（昭14）年9月までに行われた4回の府会議員選挙の中でも最高の得票であった。

労農党府連は、12月9日「府会に対する闘争方針」を発表し、「労働人民層負担の徹底的軽減」、「満18才以上の男女に選挙権・被選挙権を与えよ！」、「すべての政治・公支出を完全に公開せよ」などを要求として掲げるとともに、他の無産政党とはあらゆる契機をつかんで支配階級との共同闘争を発展させねばならないと強調していた。

普選による最初の総選挙は、1928(昭3)年2月に行われた。京都府では、11名の定数に対し31名が立候補し、選挙の結果、政友・民政各4、労農2、その他1となつた。全国的にも、政友会はかろうじて第1党を維持したにとどまった。

労農党は、1927年5月、第5区（当時、丹波3郡）の衆議院議員補欠選挙で山本宣治を立候補させ、普選第1回の総選挙にそなえて多くの貴重な経験を積んだ。28年2月の総選挙では、官憲のはげしい弾圧によって検挙者を出しながら、運動員は交代で炊事係となり、終盤には徹夜で文書を配布するなど、総力をあげての活動をくりひろげた。とりわけ第2区の選挙では、山城・丹波の農民組合員と、京都市の先進的な労働者および河上肇など進歩的なインテリゲンチャが果した役割は大きかった。その得票は、第1区水谷長三郎8,781票、第2区14,411票となり、府議選での得票数を大幅に上回った。とくに山本宣治は、既成政党の牙城であった山城・丹波の11郡中、ほとんどの郡で大方の予想をこえる支持を得、政友会の代議士長田桃蔵を2千余票も引離して次点にさせ、堂々と当選したのである。

政府は、この総選挙で示された労働者農民の力におそれをなし、それからひと月もたたない3月15日、京都でも共産党员とその支持者70余名を一斉に検挙し、ついで4月労農党・日本労働組合評議会等を解散させた。そして翌29年3月5日には、治安維持法の改悪に反対した山本宣治が右翼のテロにたおれたのである。

なお、1931(昭6)年11月、満州事変勃発後まもなく開かれた京都府会では出兵慰問の決議案が提出された。このとき労農党の津司市太郎は、無産大衆を犠牲にする帝国主義戦争反対との立場から、慰問状発送に反対する演説を行った。そのため彼は、出席停止5日の懲罰にかけられ、しかも議員控室で数名の国民研究会員（右翼）に襲われて負傷した。この事件は、京都府会において公然と反軍演説を行った唯一の例であった。

4. 三部制経済の廃止

三部制の撤廃問題については、既述のように大正年間の半ばより郡部の強い要求となっており、すでに廃止の意見書も提出されてきた。しかし市郡の利害が真向から対立する厄介な問題だけに、かつて広島県知事在任中の浜田知事などは、もうこりごりだといつて手を避けようとしたほどであった。

大海原知事は、1928(昭3)年3月、御大典予算審議のために開かれる臨時府会でこの問題をも記念的に解決すべく、準備工作をはじめた。土岐市長や市会議員らは、臨時府会に三部制撤廃の諮問案が提出されることを知ると、強力な反対運動を起し、一方、府下町村長会などによる撤廃断行の陳情運動も波状的に展開された。

知事はことの重大性にかんがみて、この議案に限って5分の4多数決の方法をとり、また諮問案の提出をやめて府議会の自発的な意見書提出をまつこととした。こうして提出された意見書は、三部制撤廃に無条件賛成の「積極的甲案」と、隣接町村の合併をも同時に行うべしという条件付賛成の「消極的乙案」であった。市部議員の中でもっとも強硬に甲乙両案に反対した民政派3議員の意見は、三部制撤廃が京都市の財政を一層窮屈化させ、市民に莫大な増税を強いる結果になると、また郡部の財政が疲弊しているからといって、それを市部から捻出させるのは虫のよすぎる話で、まず郡部のすべての施設を整理緊縮すべきであるというものであった。一方、同じ撤廃賛成でも、労農党の議員の場合は「中産階級以下、一般無産府民」の減税を撤廃の条件としていた。

こうした中で、与党政友会の江羅直三郎や並川栄慶議長らは、撤廃の急先鋒として論陣を張り、また彼ら一流の奇策をろうしてその通過に全力をあげた。そして3月29日、乙案から付帯条件を除いた意見書、つまり実質的には甲案と同じ内容のものを賛成多数で可決したのである。

議会外では、その直後の4月1日、三部制経済存続期成同盟会が岡崎公会堂で市民大会を開き、内務大臣あての陳情書提出、三部制廃止賛成の府会議員に対する辞職勧告を決議し、さらには行政区ごとに区民大会を開くなどして反対運動を続けた。そして7月7日、三部制廃止の内務省令が公布されてからは、負担の軽減をはかる運動に切換えられた。

こうして京都府では、1931(昭6)年4月1日から三部制は廃止された。三部制を実施していた7府県の中では、1925(大14)年に廃止された大阪府に続いて、神奈川・広島の両県が27年に廃止されており、東京府は32年、兵庫・愛知の2県も1940(昭15)年に廃止されたのである。

その後も、市部と郡部の対立は事あるごとに表面化したが、三部制撤廃の付帯条件とされた隣接町村の京都市合併については、1931年4月、伏見市など27市町村の編入によって実現した。

5. 時局匡救事業

1932(昭7)年5月、5・15事件によって犬養内閣が倒れたのち、斎藤実を首相とする挙国一致内閣が成立した。同内閣は、内政面では「時局匡救」「自力更生」をスローガンとする農山村救済政策をかけたが、それは不況のどん底にあえぐ農山漁村の救済が、当時大きな政治問題となっていたからである。8月には時局匡救議会とよばれた第63臨時議会で、農村救済のため1億7千万円の追加予算が可決され、9月早々、政府は府県に匡救事業の実施を指示した。

こうして、京都府でも9月下旬臨時府会が開かれ、この時局匡救事業の一環として巨椋池干拓事業に着手することとなった。同池の干拓についてはすでに明治中期から着目され、1913

(大2)年には地元民により巨椋池干拓期成同盟会が組織されていた。しかしその干拓は何分にも画期的な一大事業であるため、主要工事は国営として施行し、府がその一部を負担し、1942(昭17)年にいたって完成した。

府の時局匡救事業としていま一つ特筆すべきものは、産業幹線道路の改修事業10カ年計画を樹立し、それに着工したことである。この計画は、府下の産業開発と舞鶴港を生かすことを目標とし、従来の府の土木行政でも例をみない雄大かつ綿密なものであった。

このようにして、斎藤宗宜知事は1932(昭7)年6月着任以来、2年半にわたる在任中、勧業関係でも各産業の育成や中小商工業助成に努め、「産業知事」の異名をとったほどであった。また京都市も、33年2月時局匡救事業として地方改善土木事業を市内11カ所7地区に施行するなど、独自に事業を行ったりした。しかし政府の匡救事業は、「自力更生」の名にも示されているように、財源の不足を救済される側の自己負担でカバーさせる結果となった。そして軍事費の増大は、とりも直さず時局匡救事業の圧縮となり、京都府でも昭和9年度の匡救土木事業費（内務省所管）は、124万円も大削減される憂き目をみた。そのため、府の匡救事業の大部分は放棄され、さらに翌年度には完全打切りによって中止を余儀なくされたのであった。

6. 官僚統制の強化

1936(昭11)年の通常府会は「官僚独善排撃府会」とよばれ、その前年の通常府会とともに警察の選挙大干渉を糾弾し、また町村行政集権化に反撃を試みたことは注目される。

当時、中央では軍部のファッショ化とこれに野合する官僚の独善的政治統制が進行し、これに対して政民両党は最後の抵抗を示したが、京都府会での動向も、その反映であったといえよう。

京都府では、1935(昭10)年9月の府会議員選挙で行過ぎた選挙取締りが強行され、その徹底した検挙第一主義は、警察当局が全国一と大言壯語したほどであった。乙訓郡の如きは5,000余名の有権者中、500余名が警察により出され、その全員が2日ないし1カ月にわたって五条署等に留置され、結局、罰金に処せられたのは5名以内という有様で、住民の中からは再度の召喚を恐れて自殺者まで出たのである。

1935(昭10)年および36年の通常府会では、交新会（政友系）、清交会（民政系）が党派をこえて結束し、こもごも立って警察ファッショ糾弾を行った。政友会の長老稻葉市郎右衛門は、今回の選挙肅正は「肅惡」であると断じ、具体的な事例をあげ、府民全体がすこぶる憤慨していると強調した。また森正司（民政）は、伏見警察署でおこった朝鮮人違反容疑者の拷問事件をとり上げ、医師の立場から鋭く理事者を追及した。

1936(昭11)年の府会でいま一つ論議の対象になったのは、町村綜合指導の問題であった。理事者によれば、これは府の各部課が町村の行政全般について指導を行うためのもので、町村自治を侵害する意志は毛頭ないという。だが、「綜合指導」の名のもとに、町村に対する府の監督権が強化されることは疑う余地のないところで、府会側は、これを町村自治の破壊であり、官僚集権であるとして、きびしく論難した。そして地方改良費15,910円を3,950円削減し、府の意図する町村綜合指導の実現を阻止した。

政民両派は、この両年の府会で、ともかくも官僚独善糾弾に歩調を揃えた。しかし社大党議員は、既成政党に対する反発から、35年の府会では官憲の選挙干渉批判に加わらなかった。また36年の府会では、政友会の議長が社大党議員の発言を封するなど、府会内部でも足並みの乱れがみられた。こうした諸政党のもつ弱点が、結局、彼らの官僚統制批判を不徹底なものに終らせたことは否定できない。

7. 戦時下の府政

1937(昭12)年7月の日中戦争勃発は、国内あげて戦争体制に突入する転機となった。同年10月には国民精神総動員中央連盟が創立され、翌38年1月軍需工業動員法の発動、4月国家総動員法公布と、矢つき早やに戦争拡大への道に突き進んだ。

京都府では、1937(昭12)年10月いち早く警察部に防空課が、ついで情報・経済保安両課が増設された。さらに1940(昭15)年には経済部に物価統制課が、1942年内政部に兵事厚生課、43年資源回収課が新設されるなど、府の機構も次第に戦時色を濃くしていった。また42(昭17)年7月には、戦争遂行のための末端機関として、府下11カ所に地方事務所が設置された。

戦時経済への切りかえによって、もともと財源に乏しい府財政がいちじるしい影響を受けたことはいうまでもない。新規事業は大幅に制限される一方、経済警察の強化や治安維持を目的とする警察官の増員が年々行われ、また防空施設の拡充や軍事援護費、満蒙移民奨励など、多岐にわたる新規計画が加えられた。昭和16年度予算では、軍事施設の建設が地方自治体の負担で行われるようになり、農業生産力の強化や転廻業者の救済が必須の事業とされた。また当時、結核療養所や精神病院の新設が急務となっていたが、ここでには戦争の重圧によって、府民の生活が根こそぎ破壊されつつあった姿が示されている。

最初の戦時府会となった1937(昭12)年の通常府会は、これという論議もなく、予算案の無修正可決を行った。これは府会はじまって以来のことであったが、以後敗戦までの8年間、この形が踏襲された。そして会期の大幅な短縮とあいまって、府会は府政審議の機能をますます失った。

もっともそうした中でも、府当局の施策を批判する府民の声が、府会の質問に反映される場合もあった。たとえば1940(昭15)年の通常府会では前年の七・七禁令によって京都の産業が大打撃を受けたにもかかわらず、府当局が有効な対策を講じていないことに対し、非難が集中した。しかし、42、43両年の「大東亜戦争完遂決議」や44年の「一億憲激米英撃撃決議」などが端的に示しているように、全体としては府会も沿々たる時流に押し流されてしまったのである。

その間、1940(昭15)年8月、府会の全員協議会は党政政派の解消を確認した上、あらたに全議員を打って一丸とする「京都府会議員団」を結成し、ここに新体制運動による翼賛府会が出現した。また市会でも、これに先立って7月「京都市会新体制要綱」を承認し、市会内のすべての会派を解消した。こうして同年12月には大政翼賛会京都支部が結成され、翌41年1月に設置された部落会・町内会・隣組を最末端とする翼賛体制が確立した。1943(昭17)年9月当時には、町内会4,269、部落会1,484を数えたが、府民はこれらの町内会や部落会によって、日常不斷に相互監視を余儀なくさせられた。

翼賛体制下の選挙としては、1943(昭17)年4月の総選挙と、翌5月市会議員選挙が行われている。これらの選挙で、翼賛政治体制協議会の推薦候補は、予想どおり圧倒的な進出をみた(当選者は、総選挙で11名中8名、市議選で64名中50名)。しかし非推薦の候補者に対して公然たる選挙干渉が行われた中で、無産団体関係者が総選挙で1名、市会議員選挙で4名当選していることは注目される。

なお、1943(昭18)年9月に予定されていた府会議員の定期改選は、時局迫逼のため「任期延長ニ関スル法律」により実施されず、1947(昭22)年の地方自治法施行にいたるまで、満7年半という異例の任期となつたのである。

V

1945～54(昭20～29)

1945(昭20)年8月15日、京都は戦災を免れたまま終戦を迎えたが、食糧危機・経済の破綻など苦難の道が待ちうけていた。

9月には米軍第6軍司令部がおかれ、その下に終戦連絡京都地方事務局、進駐軍受入実行本部などがおかれた。翌1946年7月には府庁本館に京都軍政部がおかれ、知事・府会議長も軍政官の呼び出しに応じて、この部屋に出頭しなければならなかつた。この年11月、旧軍港舞鶴港が日本海唯一の引揚港として指定され、58(昭33)年までに60万人(うち府関係7万人)を超える揚者を迎えた。府は、これら引揚者に住宅を用意し、就労の途をひらき、一方食糧事情緩

和のため、府下各地を開拓農業を手がけた。

当時、府の大きな仕事は都市部の食糧確保、災害の復旧、財政難の克服であった。ことに食糧難は京都市をかかえて深刻を極め、府においては知事をはじめ理事者側は府会と一体となって政府割当の供米懇請のため、地下足袋姿で山陰北陸路行脚をつづけるという状態であった。一方、市民は食糧危機突破のため団結を固め住民運動の形に発展していった。また各職場では民主化の線に沿って労働組合が相次いで結成され、はげしいインフレ経済の下で労働攻勢が熾烈を極めた。

また教育制度の改革も大きな課題であったが、軍政部のケーズ教育課長の強引さはケーズ旋風としておそれられた。市町村の予算の中では、従来から教育費が大きいが、6・3制下の新制中学経営は更にその負担を増し、町村では持山の木を伐って校舎を建て、住民に多額の寄付を求める例も出て、新制中学が町村長の命とりといわれた。

1946(昭21)年4月、戦後初の総選挙がおこなわれたが、公職追放令によって戦時中の指導者は立候補できなくなつて、殆んどが新人で占められ、はじめて婦人が登場した。府下全体を1区として定員10人に対し77人が立候補するといい異常さを示した。

翌1947年には新憲法・地方自治法が施行され、知事、市町村長の初公選はじめ、衆・参両院議員、地方議会議員の選挙が4月を中心におこなわれ、はじめての多様選挙の経験で、相当の混乱も免れなかった。町村長選挙では、従前の名誉職的感覚が拭いきれないためか、211町村のうち無投票町村が106にも及んだ。しかし間もなく新制中学建設問題、供米問題等が原因して辞職が目立ち、その苦惱ぶりがうかがわれた。住民は自治を学びとり、49(昭24)年ごろから町村強化のための合併が真剣にとりあげられ、53年以後は国の町村合併促進法によって、府下の市町村は大きく変つていった。

また、農地解放によって農村の支配構造が大きく変り、旧地主に替つて自作農の進出が目立つてくる。

1948(昭23)年に発足した自治体警察(3月)公選教育委員(10月)も、その後長づきせず、自治体警察は54年に府警に一元化され(京都市警は翌年廃止)、また56年には教育委員が任命制に切り替えられた。

地方財政収支面では、警察・消防の地方移管、新制中学の整備、国民健康保険の負担をはじめ、市町村の担当すべき事務が急増し、その財源については、国庫・府補助を抑えて、主として自主財源によるとされた。ところが、インフレ高進下で住民の生活は窮乏に追いやりられ納税成績が振わなかつたため、独立税だけでは人件費もまかなえない状態であった。

その後地方制度の改正によって税目の地方移譲等があり、市町村に財源を与える手立てがなされたが、毎年の物価高、人件費さえまかないきれず、52(昭27)年頃から赤字が顕在化するに至った。

戦後、急激な変革がつづく中で、地方政治の面においても、新しい地方自治法の下で多くの経験を重ねながら自治を学び、民主化の方向を辿ってきた。

しかし1950(昭25)年に代なると、やがて朝鮮動乱をきっかけに反動化に転じていった。この年は府下で重要な選挙が相ついだ。まず2月には京都市長選(神戸市長退陣による)が行われ、民主戦線統一會議の推す統一候補の高山市長が生れた。つづいて4月の府知事選挙(木村知事退陣による)では激しい角逐戦のうち、同じく民主戦線統一會議の推す蜷川知事の誕生をみたが、全国初の革新知事として注目を集めた。この時蜷川知事は、反共は戦争前夜の声であると訴え反動勢力と戦う姿勢を示したが、その2カ月後には朝鮮動乱が勃発した。

当時、平衡交付金制度を中心とする財政制度の大きな改正が行われ、その制度上の矛盾が京都府を「財政の谷間」におく結果になった。地方財政の窮乏は、むろん全国的な傾向で昭和27年度において全国46都道府県のうち約8割の35府県が赤字団体であり、市町村を含めた赤字総額は649億という状態であった。

府では、1953(昭28)年に南山城水害、13号台風被害が重なり、赤字累積が24億円にも達し、職員の昇給も停止せざるをえないほど深刻化した。この苦しい財政の中で54年に再選した蜷川知事は議会、職員組合と一緒にになって苦難に立ち向い、災害復旧、防災に力を入れた。

京都市も非戦災都市であったことが国庫補助を少くする結果になり、市の事業は苦しい歩みをつづけた。またこの頃、5大市は結束して特別市実現に力をそそぎ所在府県と対立をきたしたのであった。

また戦後初期における府下町村合併の進捗は、全国的に注目されるところとなつた。戦後の新制中学経営難による町村組合の経験は、ひいて町村合併の気運を醸成した。また府下の町村は零細規模のものが多く、1947(昭22)年10月当時、3市211町村であったが、全国の町村平均人口5,076人に比し、府下は平均2,886人と低く、なかでも1,000人未満の小村が10村(全国115村)、500人未満が2村(全国22村)もあったことから、合併は或程度必然性をもつていたといえる。

しかし、町村合併はいうべくして、なかなか行われにくいところから、府議会の自治制度調査委員会は積極的にこれと取り組み、町村会と連絡をとりながら一応の計画をまとめ、全国に率先して合併の必要性を提唱した。またこの頃には、戦時中、軍の強制で合併した舞鶴市で東

西分離問題がおこり、1950(昭25)年6月府議会でこれが否決されたが、これらの事件も契機となってわずか2、3年の間に綾部市、宇治市の新設などを見、65村が合併で消えていった。ついで53(昭26)年8月町村合併促進法が議員立法で成立し、弱少町村を解消して町村規模の適正化をはかるために7市、37町村に統合された。

市町村数の変遷

年月日	市町村数			
	市	町	村	計
明21.12		2,043	1,255	3,298
22. 4. 1	1	14	265	280
昭22. 5. 3	3	25	186	214
28.10. 1	5	25	119	149
36. 6. 29	7	35	2	44
43. 3. 31	7	36	1	44

注 明21年末は「内務省統計報告」による。

さらに、戦後の地方制度改革の一環として、大都市の自治を府県から独立させる特別市制運動が再燃した。

1945(昭20)年11月5大市は特市実現に立ち上ったが、47年3月地方自治法が制定され、その中に特別市制度が盛り込まれるに至り、指定法案を国会に提出すべく積極的に運動をつづけた。しかし結局、国会提案が見送りの

一町村当たりの平均人口・面積

年月日	京都府		全国		備考
	町村数	一町村当たりの平均人口(人)	町村数	一町村当たりの平均面積(km ²)	
町村合併促進法施行時 (昭28.10. 1 現在)	144	3,598	24.32	9,575	5,396 34.89 人口: 国勢調査(昭25)
(昭36. 6. 29 現在)	37	10,047	69.89	2,916	11,594 97.91 // (昭35)
(昭42. 1. 1 現在)	37	10,515	69.89	2,773	11,126 100.39 // (昭40)

注 面積は「昭和40年全国都道府県市町村別面積調」による。

形になり、また当時、GHQの不承認という事情もあって中断された。

ついで1950(昭30)年12月の地方行政調査委員会答申にも特市問題は触れられておらず、5大市側の期待は、その促進運動が激しかっただけに、大きく裏切られた形になつた。

特市問題はその後も迂余曲折を重ね、56(昭31)年の地方自治法改正で指定都市を設け、社会福祉、保健衛生など、16項目の府県事務をとくに大都市に移譲した。

この間、蜷川知事は、特市という形で都市の自治能力拡充強化がはかられるかどうか疑問であるとしている。

VI

1955～(昭30～)

1951(昭26)年9月、対日平和条約の締結で占領時代は終つたが、その後、日米安保体制が推

進され、国内的には破防法、防衛2法等が制定され、地方政治の面では教育委員の公選廢止、自治体警察の府警一元化等に見られるように反動化の途を辿った。さらに56(昭31)年には地方財政の赤字解消を背景に、地方自治の中央集権化の要素が大幅に取り入れられ、「逆コース」と呼ばれた。

1954(昭29)年12月、地方財政を再建するための地方財政再建特別措置法が公布され、京都府も負債21億を再建債に肩がわりして赤字解消にあたった。以来7年間、昭和37年度に自主財政をとりもどすまで、国のきびしい規制をうけながら緊縮財政に徹した。しかも行政水準の低下をさけるべく阪鶴道路の完工(昭34)、舞鶴港の修築(昭34)などの建設事業をすすめ、府民を災害から守る治山治水事業を促進するなど血のにじむ努力がつづけられた。また合併して生れた新市町村に対して独自の補助金制度(昭32)などを通じて育成につとめた。

1959(昭34)年の地方交付税算定基準の改正は、京都府を富裕府県にランクする結果になり、理論上と実情の矛盾を露呈した。蜷川知事はこの間の事情を「財政の谷間」にあると表現し、議会答弁で「京都府は7大府県のお尻につきながら8番目とは非常に距離がある。6番目とも非常な距離がある。だから国から地方財政をいくら手直してもらっても、この谷間にまで風が吹きこむことが少い。これが京都の財政の特色だと思う。」と述べている(昭34・6定例府議会)。

1962(昭37)年4月、自主財政をとりもどして以後は、弾力性のある財政構造で黒字を堅持し、積極的・重点的な施策をすすめて現在に至っている。自治省が毎年発表している都道府県財政指標によれば、静岡、兵庫県などと共にBグループに属し、全国6位にランクされている。

京都市外4町村も府と同様特別措置法の適用をうけて赤字克服の努力をつづけ、その後59年には笠置町、61年には綾部市外3町村が準用団体として指定をうけた。

1960(昭35)年成立した池田内閣は高度経済成長所得倍増のビジョンを打ち出した。この政策が輸出市場の拡大、大資本に対する財政投融資を基盤にしており、物価の値上げを伴うことは避け難く、また大資本の圧力がいきおい中小零細企業の上にのしかかってきた。

中小企業が99%を占める京都府では、この政策の直接の影響「アフリ」をさけるため、技術、経営両面から中小企業をささえる態勢(中小企業総合指導所の発足など)を整え、また無担保、無保障の融資制度、個人事業税減免制度などを実施した。

同時に農業に対しても、資本の圧力の加わる中で、つくる農業から考える農業に切りかえるため、農協の組織強化、省力経営、流通改善をはかり、65(昭40)年には新しい農業の在り方として農家の協同化をすすめた。また過疎対策の一環として69年から丹後縦貫道路の建設をす

め、山間僻地のくらしと環境をまもるためその完成を急いでいる。

高度経済成長政策は、他面地域開発のために広域行政、府県合併論の形をとって、地方自治を邪魔物視する議論となってあらわれた。知事はこれに対し、「自治体の考える開発は、今日の住民のくらしを守りながら、明日のくらしの条件基盤を確立することであって、10年後のことを考えるからといって今日の住民を犠牲にすることはできない」(昭39・2月定例議会)と述べている。

財政危機のさ中に再選した蜷川知事は、再建団体の苦難時期を乗り越えたが、1966(昭41)年の5選表明にあたって、今まで与党陣営にあった民社党が自民党と提携して蜷川5選阻止を旗印にした。この選挙は、京都のワクを越えて全国的スケールで行われ、蜷川勝利に終ったが、つづく6選目の70年は、自民党、民社党の連合に公明党が参加し(京都を明るくする会)、社会党、共産党(民主府政をすすめる会)と対決し、前回にも増した激しい選挙戦が展開された後、後者の圧勝となった。

一方京都市は、高山市長が51((昭26)年共産党との絶縁を表明して社会党からも離れ、それ以後4選を重ねたが1966(昭41)年井上市長に引継いだ。翌67年には井上市長急逝による富井市長の当選によって、18年ぶりに革新府市政が再現し、つづいて71年には船橋市長が革新陣営に推されて当選した。

この間、府会では50(昭25)年当時野党側の民主党、自由党が圧倒的に多勢をしめしていたが、53年2月自由党の7議員が社会党、改進党の有志5議員とともに純正クラブを結成して知事与党的立場を表明するに至り、府会分野も大きく変わった⁽⁹⁾。その後清風会(昭30)、中正会(昭33)の結成などで知事与野党の分野は流動的にうごき、不安定をつづけたが、63(昭38)年には公正会の結成で、与党側が優位を占めるに至った。

71(昭46)年の改選では共産党が勢力を伸ばし知事与党は安定度を更に増した。

蜷川知事は1950(昭25)年初当選以来、今まで憲法をまもり地方自治を育てる基本姿勢を貫いている。この姿勢は地域開発の理念においても端的にあらわれ、中央直結の独占資本本位に対して、住民のくらしと生活に役立つ総合開発を指向している。

南北に長い京都府の地理的条件は過疎・過密の矛盾を孕むなかで、59年以来「タテの開発」構想が打ち出され、府を南北につなぐ縦貫高速道路を建設して日本海岸と太平洋ベルト地帯を有機的に結ぶことが考えられている。

また福知山に長田野工業団地を建設して京阪工業地帯と結びつけることによって、地域住民に安定した雇用の機会を与え、後進性の強い日本海側一帯の経済的社会的水準をたかめる施策

をすすめている。

これら＜見える建設＞と平行して「府政を知る会」「ろばた懇談会」「ふるさとをまもる住民運動」のよびかけ等によって住民の自治意識を高め、住民のみんなが、「現実は不満でも、自治の理想を育ててゆくことに希望と喜びを託せるよう」＜見えない建設＞に取り組み住民の意志を判断基準にする府政をすすめている。

以上、京都府100年のあゆみを政治行政面から概観してきた。最近では異常な＜経済発展＞により、住民の生活は公害にむしばまれ、インフレにおびやかされている。また、道州制、広域行政の構想が底流にあって中央集権化を指向している。

さて京都府は慶応4年発足以来1968(昭43)年には100年を迎えたが、その記念式典のあいさつの中で蜷川知事は「過去と現在の大きなちがいは、新しい憲法があり平和と民主主義、地方自治と自らの暮らしをまもる権利が私たちにあるということです。私たちは京都府100年のあゆみを顧みるとともに、これによってこれから歩む道に光を投じなければなりません」(研修通信第2号)といい、自治体の進むべき方向を述べている。

年 表